

福県医発第1802号(地)

平成19年1月12日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医

会 長 横 倉



平成19年度税制改正について

標記の件につきまして、日本医師会より去る12月14日自由民主党平成19年度税制改正大綱が発表され、平成19年度税制改正について通知がまいりましたので、お知らせいたします。

日本医師会では、平成18年7月に税制要望事項を「医療に関する税制に対する意見」として取りまとめ、関係各方面に要望しており、また、本会より平成18年8月11日付福県医発第1019号(地)において貴会にも日医の税制要望事項をもとに地元国会議員への働きかけについてお願いいたしておりました。

その結果、主に下記事項が実現することとなりました。

なお、詳細につきましては、別添資料をご参照下さい。

記

1. 社会保険診療報酬に対する事業税非課税の特別措置の存続。
2. 医療法人の社会保険診療報酬以外の事業税について、特別法人としての軽減措置の存続。
3. 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置（いわゆる四段階制）の存続。
4. 健康保険法・医療法改正に伴う療養病床の特定施設等への転換時及び経過措置期間中における改修に係る特別償却制度の創設。
5. 医療法の構造設備基準に適合する病院用建物への建替えおよび有床診療所の療養病床の建替えに係る特別償却制度の適用期限延長。
6. 病院等の医療用機器に係る特別償却制度の適用期限延長。



小郡三井医師会より

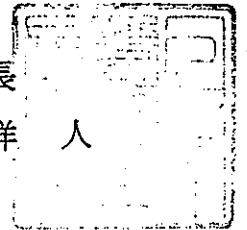
担当理事 廣瀬真恵

医発第979号(年税43)

平成18年12月22日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐 澤 祥 人



平成19年度税制改正について

去る12月14日、自由民主党より平成19年度税制改正大綱が発表されましたので、平成19年度税制改正についてご報告申し上げます。

本会は、平成18年7月、21項目にわたる税制要望事項を「医療に関する税制に対する意見」として取りまとめ、うち13項目を「医療に関する税制改正要望 重点項目」として、自由民主党をはじめとする関係各方面に要望して参りました。

以来、各都道府県医師会の強力なご支援ご協力を賜りながら、国会の動向を踏まえつつ、要望の実現に向けて鋭意努力を重ねて参りました。

御陰様にて、主に下記の事項が実現することとなりました。

これまでの各都道府県医師会の格段のご支援ご協力に対しまして、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

詳細につきましては、別添資料をご参照お願い申し上げます。



記

1. 社会保険診療報酬に対する事業税非課税の特例措置の存続。
2. 医療法人の社会保険診療報酬以外の事業税については、特別法人としての軽減措置の存続。
3. 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置（いわゆる四段階制）の存続。
4. 健康保険法・医療法改正に伴う療養病床の特定施設等への転換時及び経過措置期間中における改修に係る特別償却制度の創設。
5. 医療法の構造設備基準に適合する病院用建物への建替えおよび有床診療所の療養病床の建替えに係る特別償却制度の適用期限延長。
6. 病院等の医療用機器に係る特別償却制度の適用期限延長。

[添付資料]

1. 平成19年度 税制改正大綱(自民党)における要望実現項目
(平成18年12月 日本医師会)
2. 平成19年度 税制改正大綱
本会の税制改正要望(重点項目)とその結果について
(平成18年12月18日 日本医師会)
3. 平成19年度 医療に関する税制改正要望 重点項目
(平成18年7月 日本医師会)
4. 平成19年度 税制改正の概要(厚生労働省関係)
(平成18年12月 厚生労働省)
5. 平成19年度 税制改正大綱
(平成18年12月14日 自由民主党)

平成 19 年 度 税制改正大綱（自民党）における要望実現項目

平成 18 年 12 月

(社) 日本医師会

[重点項目 No.]は、「平成 19 年度医療に関する税制改正要望 重点項目」の項目番号

一 制度の存続

- ・ 社会保険診療報酬に対する事業税非課税の特例措置の存続。
- ・ 医療法人の社会保険診療報酬以外の事業税については、特別法人としての軽減措置の存続。(事業税)

[重点項目 No.5、6]

- ・ 両措置の存続が認められたもの。

(参考) 社会保険診療報酬に係る所得以外の医業所得（自由診療分）の課税（現行）

個人：事業主控除（290 万円）を差引後の所得に対して標準税率（5％）による課税

法人：事業税の標準税率

(区 分)

(普通法人)

(特別法人(医療法人))

所得 400 万円以下の金額 5.0% 5.0%

所得 400 万円超 800 万円以下の金額 7.3% 6.6%

所得 800 万円超の金額 9.6% 6.6%

* 特別法人：農協、消費者生活協同組合、労働金庫、医療法人、信用金庫等

社会保険診療報酬の所得計算の特例措置（いわゆる四段階制）の存続。

(所得税・法人税)

[重点項目 No.4]

- ・ 特例措置の存続が認められたもの。

(参考) 社会保険診療収入が 5,000 万円以下の場合の所得計算の特例措置（現行）

(社会保険診療報酬の金額)

(概算経費率)

2,500 万円以下の金額 72%

2,500 万円超 3,000 万円以下の金額 70%

3,000 万円超 4,000 万円以下の金額 62%

4,000 万円超 5,000 万円以下の金額 57%

二 制度の創設

健康保険法・医療法改正に伴う療養病床の特定施設等への転換時及び経過措置期間中における改修に係る特別償却制度の創設。

(所得税・法人税)

[重点項目 No.10]

- ・ 制度創設要望に関し、実現したもの(法人税)。

(参考) 制度の概要

青色申告書を提出する法人で医療保険業を営むものが平成 19 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間に、療養病床等を介護老人保健施設等とするための増築又は改築をした場合には、その用に供した日を含む事業年度におけるその増築又は改築により取得等をした介護老人保健施設等の基準取得価額の 15%相当額の特別償却ができる措置。

【税制改正大綱 40 頁 記載】

三 適用期限の延長等

医療法の構造設備基準に適合する病院用建物への建替えおよび有床診療所の療養病床の建替えに係る特別償却制度の適用期限延長

(所得税・法人税)

[重点項目 No.10]

- ・ 要望により適用期限の延長が認められたもの。

(参考) 経緯

平成 13 年度の改正で、医療法の構造設備基準に適合する病院用建物への建替えをした場合の特別償却制度(特別償却率は、基準取得価額の 15%)が創設された。また、平成 15 年度の改正で、有床診療所の療養病床の建替えについても適用対象とする旨の改正が行われている。

＜条文：租税特別措置法第 12 条の 3 第 3 項＞

【税制改正大綱 40 頁 記載】

病院等の医療用機器に係る特別償却制度の適用期限延長。

(所得税・法人税)

[重点項目 No.12]

- ・ 要望により適用期限の延長が認められたもの。
- ・ 特別償却率の引き上げについては、今回の改正では見送られた。

(参考) 医療用機器の特別償却率

(1) 医療用機器の特別償却率	(現行)	(要望)
(2) 以外の医療用機器 (取得価額 500 万円以上のもの)	14%	16%
(2) 医療の安全確保に資する医療用機器	20%	—

＜対象機器＞シリンジポンプ、人工呼吸器、自動錠剤分包機、注射薬自動払出機、患者誤認防止のバーコードシステム、特殊寝台(低床タイプ)、分娩監視装置、生体情報モニター等・ナースコール連動システム、調剤監査システム(散剤・水剤)

[税制改正大綱 40 頁 記載]

四 制度の改善

病院・診療所用の建物、付属設備及び医療機器の耐用年数を短縮すること。

(所得税・法人税)

[重点項目 No.13]

- ・ 耐用年数については、平成 20 年度税制改正に向け、減価償却資産の使用の実態について更に調査・分析を進め、法定耐用年数や資産区分の見直し、法定耐用年数の短縮特例制度の手續簡素化について検討する。

- ・ 減価償却制度については、

1 残存価額の廃止

平成 19 年 4 月 1 日以降に取得をする減価償却資産について、残存価額を廃止する。
この場合の定率法の償却率は、定額法の償却率(1/耐用年数)を 2.5 倍した数とする。

2 償却可能限度額の廃止

償却可能限度額を廃止する。

- (1) 平成 19 年 4 月 1 日以降に取得をする減価償却資産については、耐用年数経過時点に 1 円(備忘価額)まで償却できることとする。

.....＜中 略＞.....

- (2) 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得をした減価償却資産については、償却可能限度額(取得価額の 95%)まで償却した事業年度等の翌事業年度以後 5 年間

で均等償却ができることとする。

- 3 固定資産税の償却資産については、資産課税としての性格を踏まえ、現行の評価方法を維持する。

【税制改正大綱 8 頁 記載】

医業を承継する時の相続税・贈与税制度をさらに改善すること。

(相続税・贈与税)

[意見(冊子)14]

- 取引相場のない株式等に係る相続時精算課税制度の特例の創設

相続時精算課税制度について、推定相続人の一人(受贈者)が、平成 19 年 1 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの間に取引相場のない株式等の贈与を受ける場合には、次の要件を満たすときに限り、60 歳以上の親からの贈与についても同制度を適用することとし、2,500 万円の非課税枠を 500 万円上乗せし、3,000 万円とする等の措置を講ずる。

- (1) 当該会社の発行済株式等の総額(相続税評価額ベース)が 20 億円未満であること。
- (2) 次のすべての要件をこの特例を選択した時から 4 年を経過する時において満たしていること。

① 当該受贈者が当該会社の発行済株式等の総数の 50% 超を所有し、かつ、議決権の 50% 超を有していること。

② 当該受贈者が当該会社の代表者として当該会社の経営に従事していること。

- (3) その他所要の要件を満たすこと。

【税制改正大綱 11 頁 記載】

(参考)「相続時精算課税制度」創設時の平成 15 年度税制改正大綱より

生前贈与については、受贈者の選択により、贈与時に贈与財産に対する贈与税(「贈与税」)を支払い、相続時に贈与財産と相続財産とを合計した価額を基に計算した相続税額から、既に支払った「贈与税」を控除することにより贈与税・相続税を通じた納税をすることができる制度の創設。

① この制度の非課税枠は 2,500 万円。

……………<中 略>……………

③ 非課税枠を超える部分について、20%の税率で「贈与税」を課税。

五 制度の廃止・縮減

医療機器等の特別償却制度の縮減。

(所得税・法人税)

- 救急医療用機器に係る特別償却率の上乗せ措置を廃止するとともに、特定医療用建物の割増償却に係る措置を除外する。

【税制改正大綱 41 頁 記載】

(参考)

救急医療用機器(取得価額 2,700 万円以上)の特別償却適用機器の利用が殆どないとの判断により、廃止。

特定医療用建物(療養病床)については、療養病床削減の方向付けにより特別償却に係る措置を除外。但し、特定施設への転換については、新たに特別償却制度創設(本資料 二 制度の創設(P2)記載)。

六 検討項目

社会医療法人に係る税制上の所要の措置。

(所得税・法人税・相続税・住民税・事業税)

- ・ 医療制度改革により創設される、地域において確保が困難な医療を提供する社会医療法人に係る税制上の所要の措置については、長期検討事項とされた。

(参考)

公益法人制度改革については、制度の詳細設計を踏まえ、平成 20 年中に予定される新制度施行までの間に、それに対応した税制上の措置を講ずる。

具体的には、新たな制度の下で公益性の認定を受ける法人の課税対象範囲、税率等について、公益的な事業活動が果たす役割の重要性に配慮しつつ適正な課税の確保を図る観点から、公益的な事業として行う事業の内容や営利競合の排除の必要性等を踏まえ、検討する。

また、公益性の認定を受ける法人やその寄附者等が寄付金税制の適用を受けるための要件、手続等のあり方を検討するとともに、認定 NPO 法人制度について、所要の検討を行う。

【税制改正大綱 57 頁 記載】

七 その他関連項目

消費税を含む税体系の抜本的改革。

(消費税)

- ・ 平成 19 年度を目途に、少子・長寿化社会における年金、医療、介護等の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通し等を踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組んでいく。

【税制改正大綱 3 頁 記載】

感染症法改正にかかる税制措置。

(所得税・法人税・消費税・受給者の保護・住民税・事業税)

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の改正に伴い、社会保険診療報酬の所得計算の特例の適用対象となる社会保険診療の範囲の整備を行うほか、所要の整備を行う。

【税制改正大綱 36 頁 記載】

本会の税制改正要望(重点項目)とその結果について

結果	19 年度	要 望 項 目	税目と内容	19年度 税制改正 特記事項	自民大綱 記載ページ
×	1	社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度をゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めること。	・消費税 －制度の創設－		
×	2	上記課税制度に改めるまでの緊急措置として、医療用機器、病院用建物等の消費税課税仕入対象資産を取得した場合の特別償却制度を創設すること。	・所得税・法人税 －制度の創設－		
×	3	医療における消費税負担を軽減する措置の一つとして、医薬品・医療材料等の仕入について非課税とすること。	・消費税 －制度の創設－		
○	4	社会保険診療報酬の所得計算の特例措置（いわゆる四段階制）を存続すること。	・所得税・法人税 －制度の存続－		
○	5	社会保険診療報酬に対する事業税非課税の特例措置を存続すること。	・事業税 －制度の存続－		
○	6	医療法人の事業税については、特別法人としての事業税率による課税措置を存続すること。	・事業税 －制度の存続－		
×	7	医療法人の法人税率は公益法人の法人税率と同率にするとともに、社会医療法人・特別医療法人の法人税は非課税とすること。	・法人税 －制度の改善－		
×	8	特定・特別医療法人(5年間の経過措置)及び社会医療法人を特定公益増進法人の範囲に含めるとともに、当該法人の寄付金収入について益金不算入の規定を創設すること。	・所得税・法人税 －制度の創設－	公益性の認定を受ける法人やその寄附者等が寄付金税制の適用を受けるための要件、手続等のあり方を検討する。	
×	9	新たな医療法人制度における必要な税制上の措置を講ずるとともに、一人医師医療法人制度の健全な運営をはかること。	・法人税 －制度の創設－	社会医療法人に係る税制上の所要の措置は、長期的検討事項となった。	
○	10	医療法の構造設備基準に適合する病院用建物への建替えおよび有床診療所の療養病床の建替えに係る特別償却制度の適用期限延長。	・所得税・法人税 －適用期限の延長－		P. 40「20」
○	10	健康保険法・医療法改正に伴う療養病床の特定施設等への転換時及び経過措置期間中における改修に係る特別償却制度の創設。	・法人税 －制度の創設－	青色申告書を提出する法人に限定	P. 40「20」
×	11	療養病床用建物等の特別償却制度の適用期限を延長するとともに、割増償却率を10%に引き上げ統一すること。	・所得税・法人税 －適用期限の延長－		
○	12	病院等の医療用機器に係る特別償却制度の適用期限を延長するとともに、特別償却率を引き上げること。	・所得税・法人税 －適用期限の延長－	特別償却率の引き上げについては、記載なし	P. 40「20」
×	13	病院・診療所用の建物、付属設備及び医療機器の耐用年数を短縮すること。	・所得税・法人税 －制度の改善－	平成20年度税制改正において見直しを予定	P. 8「3」

平成19年度

医療に関する税制改正要望

重点項目

(社)日本医師会

平成18年7月

少子・高齢化の進展に伴い、国民福祉の充実、特に医療・介護の充実は、国民の要望であり、その要望も一層強いものになっています。

しかし、医療や介護の提供は、長期にわたる医療費の抑制策など医療環境の厳しさが増すなかで、自助努力を重ねていますが、年々厳しさが増しております。

国民の文化的で健康な生活を維持するために、医療や介護を担う病院・診療所等が医業経営の安定を図り、業務や設備施設の一層の合理化、近代化を進め、確固とした基盤を整え継続できるものとする必要があります。

このため、法整備を含めて、現在の医業経営の隘路を除去し、さらに進んで医業経営の長期安定、再生産可能とするための新しい医業の構築を図り、医師をはじめ医療従事者の自発的努力が一層発揮できるよう、税制面において次のような思い切った改革が平成19年度に行われるよう強く要望します。

1 社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度をゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めること。

(消費税)－制度の創設－

(説明)

社会保険診療報酬等に対する消費税は非課税とされているため、医療機関の仕入れに係る消費税額（医薬品・医療材料・医療器具等の消費税額、病院用建物等の取得や業務委託に係る消費税額など）のうち、社会保険診療報酬等に対応する部分は仕入税額控除が適用されずに、医療機関が一応負担し、その分は社会保険診療報酬等に反映して回収されることとされています。

しかし、この負担分は、消費税導入の際においてもその後の税率引上げ（3%→5%）の際においても社会保険診療報酬に十分反映されたとはいえず、医療機関が差額を負担したままになっております。

これを解消するには、社会保険診療報酬等に対する消費税を非課税制度からゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めることにより、社会保険診療報酬等に関わる一切の消費税非課税に関する不合理を解消できます。それによって、医療の公益性にも一貫性を保つことができ、それは他の医業税制の考え方とも共通することになります。

したがって、社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度は、ゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めるよう強く要望します。

2 社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度をゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めるまでの措置として、医療機器、病院用建物等の消費税課税仕入対象資産について、税額控除又は特別償却を認める措置を創設すること。

(所得税・法人税)－制度の創設－

(説明)

医療機器、病院用建物等の取得の際に負担する消費税は多額になります。しかし、社会保険診療報酬等に対する消費税が非課税のため、その大部分は仕入税額控除の適用を受けられず還付（戻し税）されません。これが医業経営の安定、医業設備の近代化への大きな隘路となっております。

したがって、医療機器、病院用建物等の取得の際に負担した消費税の還付に代わる緊急措置として、次の措置のいずれかの方法が選択できるよう強く要望します。

- (1) 医療機器、病院用建物等の消費税課税仕入対象資産について、取得年度において取得価額の5%の税額控除を認める措置
- (2) 医療機器、病院用建物等の消費税課税仕入対象資産について、取得年度において取得価額の50%の特別償却を認める措置

3 医療における消費税負担を軽減する措置の一つとして、医薬品・医療材料等の仕入について非課税とすること。

(消費税)－制度の創設－

(説明)

医薬品・医療材料等に対する消費税は課税となっていますが、社会保険診療報酬等に対する消費税が非課税とされているため、医療機関の仕入に係る消費税額は、社会保険診療報酬等に対応する分は仕入税額控除が適用されずに、医療機関が一応負担し、その分は社会保険診療報酬等に反映して回収されることとされています。

しかし、この負担分は、消費税導入の際においてもその後の税率引上げ(3%→5%)の際においても社会保険診療報酬に十分反映されたとはいえず、医療機関が差額を負担したままになっております。

これを解消するには、社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度をゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めることにより解決することが必要ですが、医薬品・医療材料に対する消費税を非課税制度に改めることにより不合理を一部解消できます。

したがって、医療における消費税負担を軽減する措置の一つとして、医薬品・医療材料等に対する消費税の課税制度を非課税制度に改めるよう要望します。

4 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)を存続すること。

(所得税・法人税)－制度の存続－

(説明)

社会保険医療に対する適正で合理的な診療報酬制度が確立されていない現状で、小規模医療機関の経営の安定を図り地域医療に専念できるようにするには、現行のいわゆる四段階制による所得計算の特例措置は欠かすことのできないものです。

したがって、引き続きこの特例措置を存続するよう強く要望します。

(参 考) 所得計算の特例措置

(社会保険診療報酬の金額)

(概算経費率)

2,500万円以下の金額	72%
2,500万円超 3,000万円以下の金額	70%
3,000万円超 4,000万円以下の金額	62%
4,000万円超 5,000万円以下の金額	57%

5 社会保険診療報酬に対する事業税非課税の特例措置を存続すること。

(事業税)－制度の存続－

(説明)

社会保険医療は、社会保険診療報酬という低廉な公的価格により、国民に医療を提供するという極めて公益性の高い事業であり、種々の制約が課されています。このため、これに事業税を課すことは極めて不適切であり、現行の非課税措置は当然であります。

したがって、現在の社会保険診療報酬制度の下では、医業水準を維持するための最低限の措置として、引き続きこの非課税措置を存続するよう強く要望します。

6 医療法人の事業税については、特別法人としての事業税率による課税措置を存続すること。

(事業税)－制度の存続－

(説明)

医療法人は、医療法に基づいて設立される法人で、営利を目的として開設することとは認められず、剰余金の配当は禁止されるなど、営利目的の普通法人とは質的に異なる特別法人です。また、医療法人は、地域住民に対する医療保健サービスを提供する民間医療機関の中核として、公益性の高い法人でもあります。

したがって、医療法人の事業税については、特別法人としての普通法人より軽減された事業税率による課税措置（課税対象は社会保険診療報酬以外の所得）は当然ですので、引き続きこの課税措置を存続するよう強く要望します。

(参 考) 事業税の標準税率

(区 分)	(普通法人)	(特別法人(医療法人))
所得 400 万円以下の金額	5.0%	5.0%
所得 400 万円超 800 万円以下の金額	7.3%	6.6%
所得 800 万円超の金額	9.6%	6.6%

7 医療法人の法人税率は公益法人の法人税率と同率とするとともに、新たな医療法人制度における社会医療法人・特別医療法人(5年間の経過措置)ならびに特定医療法人の法人税は非課税とすること。

(法人税) — 制度の改善 —

(説明)

- ① 医療法人(医療法の附則による医療法人を含む)は、医療法で剰余金の配当が禁止され営利を追求することは認められていません。このような制約があるにもかかわらず、営利目的の普通法人と同じ法人税率により課税されており極めて不合理・不公正です。また、公益法人の行う医療保健業に対する法人税率に比べても不均衡です。したがって、医療法人の法人税率は、公益法人の法人税率と同率にするよう要望します。
- ② 新たな医療法人制度における社会医療法人・特別医療法人(5年間の経過措置)ならびに租税特別措置法に規定する特定医療法人は、公益性の高い法人として地域医療に貢献している医療法人であるため、法人税法上の公益法人等とし、社会福祉法人の医療保健業と同様に法人税を非課税とするよう要望します。

(参 考) 法人税率

(区分)	(現行税率)	(要望税率)
① 普通の医療法人	30%	22%
(中小の医療法人で年 800 万円以下の所得)	22%	20%)
② 社会医療法人		
・ 特別医療法人(5年間の経過措置)	30%	非課税
(中小の医療法人で年 800 万円以下の所得)	22%	非課税)
特定医療法人	22%	非課税

(注) 中小の医療法人とは、出資金額 1 億円以下の医療法人を指す。

8 特定・特別医療法人(5年間の経過措置)及び社会医療法人を特定公益増進法人の範囲に含めるとともに、当該法人の寄付金収入について益金不算入の規定を創設すること。

(所得税・法人税) — 制度の創設 —

(説明)

特定・特別医療法人(5年間の経過措置)及び社会医療法人を法人税法第 37 条(寄付金の損金不算入)および所得税法第 78 条(寄付金控除)に規定する、公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に含めることを要望します。併せて、寄付を受けた特定・特別医療法人及び社会医療法人がこれを基本金に組み入れた場合には、これらの法人の所得が課税対象となる現行制度のもとにおいてもこれを益金不算入とするよう要望します。

9 新たな医療法人制度における必要な税制上の措置を講ずるとともに、一人医師医療法人制度の健全な運営をはかること。

(相続税・贈与税・所得税・法人税) 一制度の創設一

(説明)

昭和 25 年に医療法人制度が創設されて以来、半世紀以上が経過する中、医療法人の創設者の世代交代に伴う持分払い戻しや、巨額の相続税負担は医療法人の存在を脅かしており、このままでは制度創設の趣旨である「医療機関の経営に永続性を付与」することが十分果たされないと危惧されます。

このような問題を解決するため、従来から医療法人制度改革における医療法人の類型として、1. 公益性の高い医療法人としての特定・特別医療法人、2. 非営利性を徹底させた法人としての出資額限度法人、3. 持分の定めのある医療法人の 3 類型として法制化することとし、この 3 類型に応じたより一層の適切な税制上の措置が講じられることを要望してきたところであります。

今般、改正医療法が成立し、医療法人の類型が、1. 社会医療法人、2. その他の持分の定めのない医療法人に限定され、また、経過措置として既存の持分の定めのある医療法人が存続することとなりました。

これに伴い、新たな医療法人制度について、以下のような税制上の措置を講ずることが必要であります。

- ① 新制度医療法人への移行時に、社員が持分を放棄する場合、経済的利益の授受があったものとした課税問題が生ずる可能性があり、一定の手当が必要となる。
- ② 新制度医療法人への移行時には、解散・設立があったものとしての医療法人における清算所得課税及び医療法人の出資者における配当所得課税の問題が生ずる可能性があり、一定の手当が必要となる。
- ③ 新制度医療法人が「公益性」を有するのであれば、現行の公益法人等と同様、営利法人と競合関係にある事業(収益事業)のみに課税すべきであり、医療保健業については、一定の公益法人等が行う医療保健業等と同様に、収益事業から除外されることが望まれる。
- ④ 拠出金の実質は、一般債権に劣後する劣後債権であると考えられるので、出資としての財産評価は行われることにはならないが一般債権よりも重いリスクが課された劣後債権であることを考慮し、相続税評価上一定の評価減が行われるよう手当すべきである。

ところで、一人医師医療法人は、近年著しい増加傾向を示しています。地域医療は、これらの医療機関によって支えられている現実にあります。現行の改正医療法では、一人医師医療法人制度の、他の一般の医療法人制度との違い、特殊性が考慮されず、全ての医療法人について一律に残余財産の持分を否定されます。このため、個人立診療所に法人化のインセンティブがはたらかず、一人医師医療法人制度が後

したがって、新医療法を執行する場合においては、財政基盤の確立、強化が図られるよう政省令等で対応し、同制度の健全な運営を図る必要があります。

10 医療法の構造設備基準に適合する病院用建物への建替えおよび有床診療所の療養病床の建替えに係る特別償却制度の適用期限延長ならびに、健康保険法・医療法改正に伴う療養病床の特定施設等への転換時及び経過措置期間中における改修に係る特別償却制度の創設。

(所得税・法人税)－適用期限の延長、制度の創設－

(説明)

平成 13 年度の改正で、医療法の構造設備基準に適合する病院用建物への建替えをした場合の特別償却制度（特別償却率は、基準取得価額の 15%）が創設され、平成 15 年度の改正で、有床診療所の療養病床の建替えについても、これに準じた制度が創設されましたが、その適用期限を延長するよう要望します。また、平成 18 年度健康保険法・医療法改正に伴う療養病床の特定施設等への転換については、経過措置期間中も含めただちに建物の改修を行う医療機関も見受けられることから、転換時及び経過措置中における建物を改修した場合の特別償却制度の適用を要望します。

(参考) 特別償却率は、基準取得価額の 15%（適用期限：19.3.31）

11 療養病床用建物等の特別償却制度の適用期限を延長するとともに、割増償却率を 10%に引き上げ統一すること。

(所得税・法人税)－適用期限の延長－

(説明)

高齢化・老齢化の進展に伴い、介護老人保健施設用建物・療養病床用建物の必要性はますます高まっております。これら特定医療用建物は、長期療養者等の収容施設として通常より大規模な施設を必要としますので、その設置の負担を軽減し、普及を支援するため、介護老人保健施設用建物の割増償却を復活するとともに、これら特定医療用建物及びその付属設備に係る特別償却制度の適用期限を延長するとともに、割増償却率を 10%に引き上げ統一するよう要望します。

(参考) 特定医療用建物の割増償却率

(特定医療用建物の区分)	(現行率)	(要望率)
○介護老人保健施設用建物	－	10%
○療養病床用建物	8%	10%

12 病院等の医療用機器に係る特別償却制度の適用期限を延長するとともに、特別償却率を引き上げること。

(所得税・法人税) ー適用期限の延長ー

(説明)

病院等の医療用機器、器具備品並びに看護業務省力化機器は、医療を行う上で必要不可欠なものですので、これらの医療用機器に係る特別償却の適用期限を延長するとともに、特別償却率を引き上げるよう強く要望します。

(措置法第12条の2第1項、第45条の2第1項)

(参考) 医療用機器の特別償却率 (適用期限: 19.3.31)

(1) 医療用機器の特別償却率	(現行)	(要望)
(2) 以外の医療用機器 (取得価額 500 万円以上のもの)	14%	16%

(2) 医療の安全確保に資する医療用機器 20% —

＜対象機器＞シリンジポンプ、人工呼吸器、自動錠剤分包機、注射薬自動払出機、患者誤認防止のバーコードシステム、特殊寝台(低床タイプ)、分娩監視装置、生体情報モニター等・ナースコール連動システム、調剤監査システム(散剤・水剤)、輸液ポンプ(追加要望)

13 病院・診療所用の建物、付属設備及び医療機器の耐用年数を短縮すること。	(所得税・法人税)一制度の改善一
--	-------------------------

病院・診療所の建物及び付属設備は、医療法の改正、医学・医療技術の急速な進歩に応じて機能的陳腐化が著しくなっており、耐用年数の短縮が求められております(実態調査の結果)。

また、医療機器についても、医学の進歩が著しいため経済的使用可能年数と法定耐用年数との乖離が著しくなっております。

このようなことから、これらの減価償却資産の耐用年数を短縮するよう要望します。

(耐用年数省令別表第一)

(参 考) 病院・診療所用建物、医療機器の耐用年数

(区 分)	(現 行)	(要 望)
○病院・診療所用建物		
・鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	39年	31年
○医療機器		
・ファイバースコープ	6年	3年
・人工腎臓透析装置	7年	5年
・金属製のその他のもの	10年	8年

平成19年度税制改正の概要

- 第1 安全・安心で質の高い医療の確保と国民の安全で健康な生活のための施策の推進
- 第2 障害者の自立・社会参加の推進と働く人たちの安心の確保
- 第3 高齢者が生きがいを持ち安心して暮らせる社会の実現
- 第4 各種施策の推進

平成18年12月
厚生労働省

第1 安全・安心で質の高い医療の確保と国民の安全で健康な生活のための施策の推進

1 安全・安心で質の高い医療提供体制の充実

(1) 医療経営の安定の確保

①社会医療法人に係る税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、相続税、住民税、事業税〕

医療制度改革により創設される、地域において確保が困難な医療を提供する社会医療法人に係る税制上の所要の措置については、長期検討事項とされた。

*検討事項として以下のように記述された。

公益法人制度改革については、制度の詳細設計を踏まえ、平成20年中に予定される新制度施行までの間に、それに対応した税制上の措置を講ずる。

具体的には、新たな制度の下で公益性の認定を受ける法人の課税対象範囲、税率等について、公益的な事業活動が果たす役割の重要性に配慮しつつ適正な課税の確保を図る観点から、公益的な事業として行う事業の内容や営利競合の排除の必要性等を踏まえ、検討する。

また、公益性の認定を受ける法人やその寄附者等が寄附金税制の適用を受けるための要件、手続等のあり方を検討するとともに、認定NPO法人制度について、所要の検討を行う。

②社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続 〔事業税〕

③医療法人の自由診療部分等に係る軽減税率の存続 〔事業税〕

現行の課税特例措置については、存続することとされた。

④助産師業に係る事業税の非課税措置の創設 〔事業税〕

個人の事業税の課税対象事業から助産師業を除外することとされた。

(2) 医業経営の近代化・効率化の促進

①医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長 〔所得税、法人税〕

②医療安全に資する医療機器の導入に伴う特別償却制度の適用期限の延長
〔所得税、法人税〕

現行の課税特例措置について、2年間延長することとされた。

③平成12年医療法改正による改正後の構造設備基準に適合した病院等への
建て替えに係る特別償却制度の適用期限の延長 〔所得税、法人税〕

現行の課税特例措置について、医療提供体制の整備に資するための基
準を見直した上で、2年間延長することとされた。

2 国民の安全のための施策の推進

(1) 感染症・疾病対策の推進

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案等に係る税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、消費税、受給権の保護、住民税、事業税〕

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律において感染症の分類が見直されることに伴い、感染症の分類に応じて設けられている税制上の措置の整理を行うこととされた。

(2) 国民の健康保護のための食品安全対策の推進

○と畜場における牛海綿状脳症（ＢＳＥ）対策実施のための償却資産に係る課税標準の特例措置の適用期限の延長

〔固定資産税〕

現行の課税特例措置について、３年間延長することとされた。

3 国民健康保険税に係る所要の措置

○課税限度額の見直し

〔国民健康保険税〕

国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を５６万円（現行５３万円）に引き上げることとされた。

第2 障害者の自立・社会参加の推進と働く人たちの安心の確保

1 障害者の職業的自立に向けた就労支援の総合的推進

①障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長

〔所得税、法人税〕

②障害者を多数雇用する事業所に係る不動産取得税及び固定資産税の軽減措置の適用期限の延長

〔不動産取得税、固定資産税〕

現行の課税特例措置について、2年間延長することとされた。

2 労働者が安心して働ける環境づくり

①雇用保険法等の改正に伴う税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、不動産取得税等〕

法案の内容を見て検討することとされた。

※②住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置の延長

〔登録免許税〕

現行の課税特例措置について、2年間延長することとされた。

※③適格退職年金から特定退職金共済制度への移換等のための退職金共済制度に係る税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、住民税、事業税〕

法案の内容を見て検討することとされた。

第3 高齢者が生きがいを持ち安心して暮らせる社会の実現

1 介護保険制度の着実な実施

(1) 療養病床の円滑な再編成の推進

○療養病床の転換に係る特別償却制度の創設

〔法人税〕

療養病床の再編成に伴う療養病床の老人保健施設、特定施設等への転換について、特別償却制度（基準取得価格の15%）を創設することとされた。

(2) 介護サービス利用者の負担の軽減

①介護費用に係る所得控除制度の創設

〔所得税、住民税〕

検討事項として以下のように記述された。

要援護高齢者等の介護費用に係る税制上の措置については、介護保険の実施状況や介護保険制度改革に向けた検討状況を勘案しつつ、税制の抜本的改革における特別な人的控除の見直しとの関係等も踏まえ、具体的な検討を行う。

②民間介護保険加入者に係る所得控除制度の創設

〔所得税、住民税〕

検討事項として以下のように記述された。

少子・長寿化が進展する中、いわゆる生損保控除について、従来の制度目的が達成されているとの指摘や社会保障制度を補完する新たな商品開発の進展等を踏まえ、保険契約者の自助努力を支援するとの観点から、制度のあり方の抜本的見直しを行う。

(3) その他

※○住宅のバリアフリー改修促進税制の創設

〔所得税、固定資産税〕

既存住宅におけるバリアフリー改修工事を含む増改築工事について、当該工事に要した住宅ローン残高の2.0%（200万円限度）を所得税額から控除する（5年間）とともに、当該家屋に対して課する固定資産税を翌年度分につき1/3減額とすることとされた。

2 安定的で効率的な年金制度の運営の確保

(1) 持続可能で安心できる年金制度の構築

①平成21年度までの基礎年金国庫負担割合2分の1の実現を図るための必要な税制上の整備

平成21年度までの基礎年金国庫負担割合2分の1の実現を図るための必要な税制上の整備については、長期検討事項とされた。税制改正大綱においては以下のように記述された。

税制は、平成21年度における基礎年金国庫負担割合引上げのための財源をはじめとする社会保障財源の安定的確保や、平成19年度税制改正で取り組むこととしたわが国経済の活性化、急速な少子化の進行に対応する子育て支援策等の充実、地方税源の充実等の政策目的の実現に資する役割が求められる。

（中略）

来年秋以降、早期に、本格的かつ具体的な議論を行い、平成19年度を目途に、少子・長寿化社会における年金、医療、介護等の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通し等を踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組んでいく。

②確定拠出年金の拠出限度額の引上げ〔所得税、法人税、住民税、事業税〕

確定拠出年金の拠出限度額の引上げに係る税制上の所要の措置については、長期検討事項とされた。

③確定拠出年金に係る中途引出し要件の緩和〔所得税、法人税、住民税、事業税〕

法案の内容を見て検討することとされた。

④企業型確定拠出年金における資格喪失年齢の引上げ等〔所得税、法人税、住民税、事業税〕

法案の内容を見て検討することとされた。

(2) その他

○厚生年金保険法における年金福祉施設に関する規定の見直しに伴う税制上の所要の措置〔法人税〕

法案の内容を見て検討することとされた。

第4 各種施策の推進

1 生活衛生関係営業の振興

①生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長 〔法人税〕

※②生活衛生同業組合等の留保所得の特別控除制度の適用期限の延長 〔法人税、住民税、事業税〕

※③生活衛生同業組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長 〔法人税、住民税、事業税〕

現行の課税特例措置について、2年間延長することとされた。

※④中小企業者等の事業基盤強化設備に係る特別償却制度等の適用期限の延長 〔所得税、法人税、住民税〕

※⑤飲食店業に係る措置について、対象設備を生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に規定する認定を受けた振興事業に基づく設備に限るものとした上、その適用期限を2年間延長することとされた。

※⑥公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長 〔所得税、法人税〕

現行の課税特例措置について、2年間延長することとされた。

2 その他

①たばこ価格及びたばこ税の税率の引上げと健康増進施策への充当

〔たばこ税、地方たばこ税〕

たばこ価格及びたばこ税の税率の引上げと健康増進施策への充当に係る税制上の所要の措置については、長期検討事項とされた。

※②移転価格税制の改善

〔法人税〕

移転価格の適用によって生じる二重課税に伴う企業負担を軽減するため、二国間の調整が済むまでの間、納税を猶予する制度を導入することとされた。

※③産業活力再生特別措置法に係る税制上の特例措置の適用期限の延長

〔所得税、法人税、不動産取得税〕

事業革新設備の特別償却制度については、特別償却率を見直した上、2年間延長することとされた。

営業譲渡等により取得する不動産に係る特例措置の延長については、法案の内容を見て検討することとされた。

※④中小企業等基盤強化税制の適用期限の延長

〔所得税、法人税、住民税〕

現行の課税特例措置について、2年間延長することとされた。

※⑤消費生活協同組合等の留保所得の特別控除制度の適用期限の延長

〔法人税、住民税、事業税〕

現行の課税特例措置について、2年間延長することとされた。

※⑥減価償却制度の抜本的見直し〔所得税、法人税、事業税、固定資産税〕

償却可能限度額を撤廃し、全額償却可能とするとともに、償却年数を諸外国に劣らないものにする等の見直しをすることとされた。

※⑦国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行を統合して設立される新政策金融機関について税制上の所要の措置

〔法人税、不動産取得税、その他〕

法案の内容を見て検討することとされた。

⑧船員保険制度の見直しに伴う税制上の所要の措置〔所得税、法人税等〕

法案の内容を見て検討することとされた。

⑨消費生活協同組合制度の見直しに伴う税制上の所要の措置

〔所得税、法人税等〕

法案の内容を見て検討することとされた。

平成19年度税制改正大綱

平成18年12月14日
自由民主党

目 次

第一	経済・社会を安定的に支える税制に向けて	1
第二	平成 19 年度税制改正の具体的内容	8
一	経済活性化・国際競争力の強化	8
二	金融・証券税制	15
三	住宅・土地税制	15
四	国際課税	23
五	円滑・適正な納税のための環境整備	26
六	農林漁業対策	32
七	環境対策	34
八	その他の政策税制	35
九	その他	51
第三	検討事項	56
【付 記】		
	信託税制	59

第一 経済・社会を安定的に支える税制に向けて

政府・与党の主導する様々な構造改革の取組みと、国民の自助努力により、わが国経済は、ようやくバブル崩壊後の停滞の時代を抜け出し、輸出や設備投資と好調な企業業績に支えられ、全体として回復してきている。一方、業種・規模によるばらつきや地方、個人への波及に遅れが見られるところであり、これまでの「流れ」を加速させつつ、これらの点に配慮しなければならない。そして、我々は、将来世代に向けて、新たな時代に対応した明確な展望を示していくことを求められている。

このため、少子・長寿化社会に直面したわが国が、グローバル化した経済・社会の中で、諸外国との国際競争を勝ち抜いていけるよう、わが国の成長力を更に高めるとともに、その果実が国民各層に広がっていくよう配意し、国民、企業の創意と工夫が活かされることが大事である。人口が減少する中で、成長力を高めていくことは難しい課題であるが、これまで以上に抜本的な構造改革の取組みを進め、活力ある経済構造を確立し、国民が安心できる社会を構築していくことが、政治の果たすべき使命である。

平成 19 年度税制改正においては、わが国経済の足腰を強くし、経済の活性化を促進する観点から、直面する諸課題に取り組んだ。同時に、地域格差を縮小する観点から中小企業を中心とした地域経済の活性化を図る。また、国民の公益に対する共助の精神をさらに引き出すほか、住宅関係等も含め国民生活に配慮する税制措置を講じた。

わが国企業の新規設備への投資を促進し、国際競争力を高める観点から、減価償却制度を国際的に見て遜色のないものとなるよう抜本的に見直す。わが国経済の基盤を支える中小企業の資本蓄積を推進するため、中小企業の留保金課税を廃止する。相続時精算課税制度の特例を設け、贈与による中小企業の事業承継を円滑化する。また、地域経済に活力をもたらし、地域産業の自立的発展を図る観点から、地域の特性を活かした産業集積を促進する地域産業活性化支援税制を創設する。さらに、ベンチャー企業に対する資金供給を促進するため、対象企業の範囲を拡大するなどエンジェル税制を拡充する。

信託法の改正により、多様な機能を持つ信託が可能となり、信託制度の利用

機会が飛躍的に拡大することに対応し、法人税等の回避を防止する観点から受託者段階で法人課税を行うなど、課税の適正・公平を図るための措置を講ずる。

計画的な持ち家取得を促進する観点から、税源移譲に伴い減税効果が小さくなる中低所得者層に配慮し、住宅ローン控除制度を見直す。長寿化社会における住宅のバリアフリー化を支援するため、バリアフリー改修促進税制を創設する。また、再チャレンジを支援する寄附金税制を設けるほか、所得税の寄附金控除の控除対象限度額を引き上げる。このほか、子育て支援に取り組む企業に対する優遇措置を設ける。

上場株式等の配当及び譲渡益に係る 10%の軽減税率は、その適用期限を 1 年延長して、廃止する。

経済の活性化を図る一方で、我々が正面から取り組むべき課題は多く、それを担うべきわが国の財政は、近年やや改善の兆しが見られるものの、歳出と税収のバランスが極端に崩れ、その結果、先進諸国の中で突出した極めて厳しい危機的な状況にあるという現実を直視する必要がある。このため、我々は、政府・与党で道筋を定めた歳出・歳入一体改革を着実に進めていくため、まずは、歳出削減を徹底すべきである。その上で、それでも応じきれない財政需要については、税制改革により対応していかなければならない。

その際、税制は、平成 21 年度における基礎年金国庫負担割合引上げのための財源をはじめとする社会保障財源の安定的確保や、平成 19 年度税制改正で取り組むこととしたわが国経済の活性化、急速な少子化の進行に対応する子育て支援策等の充実、地方税源の充実等の政策目的の実現に資する役割が求められる。これに応える税制の構築に当たっては、国民の所得格差や地域格差、経済社会活動による環境への影響、税制の頻繁な変更による経済取引の混乱回避に留意する必要がある。

我々は、税体系全般にわたる抜本的・一体的な税制改革を推進していく。租税は、あらゆる世代の国民が社会共通の費用を広く分かち合うためのものであるという基本的認識の下で、税負担の公平性を確保し、所得課税、消費課税、資産課税等の各税目について、税制の仕組みを納税者である国民から見てわかりやすい簡素なものにしていくとともに、できるだけ個人や企業の経済活動に

おける選択を歪めることがないように中立性を確保しなければならない。このため、所得税、法人税、消費税、相続税等がそれぞれ果たすべき役割を検討しつつ、税体系全体のあり方を考えていく必要がある。

その際、税収はその時々を経済状況により増減するものであることから、2011 年度単年度における基礎的財政収支の黒字化という目標が達成されさえすればよいというものではなく、税制は、構造的・持続的に 2010 年代半ばにおける債務残高 GDP 比の安定的な引下げという中長期的な目標を達成しうる体制を備えなければならない。併せて、社会保障については、その給付と税制も含めた負担との関係をどのように考えるか、議論を深め国民的合意を得る必要がある。さらに、法人二税を中心に税源が偏在するなど地方団体間で財政力に格差があることを踏まえ、地方の自立を促しその安定した財政基盤を構築する観点から、地方の税財源を一体的に検討していく必要がある。

このような考え方にに基づき、来年秋以降、早期に、本格的かつ具体的な議論を行い、平成 19 年度を目途に、少子・長寿化社会における年金、医療、介護等の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通し等を踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組んでいく。

なお、道路特定財源の見直しについては、「道路特定財源の見直しに関する具体策」(平成 18 年 12 月 8 日 政府・与党)を踏まえ、平成 20 年度税制改正において、所要の税制上の対応を行う。

以下、平成 19 年度税制改正の主要項目について基本的考え方を述べる。

1 経済活性化・国際競争力の強化

(1) 減価償却制度

わが国経済の持続的成長を実現するためには、設備投資を促進し、生産手段の新陳代謝を加速することにより、国際競争力の強化を図る必要がある。このような観点から、減価償却制度の抜本的見直しを行う。

具体的には、主要国の中ではわが国においてのみ設けられている償却可能限度額(95%)を撤廃する。また、新規取得資産について法定耐用年数

内に取得価額全額を償却できるよう制度を見直し、残存価額（10％）を廃止するとともに、250％定率法を導入し、償却率についても国際的に遜色のない水準に設定する。同時に、フラットパネルディスプレイ製造設備等、3設備の法定耐用年数について見直しを行う。

なお、固定資産税の償却資産については、資産課税としての性格を踏まえ、現行の評価方法を維持する。

（2）中小企業・ベンチャー支援

中小企業はわが国経済の基盤となって産業競争力を支えている。中小企業の活力ある発展のためには、資金調達面での制約を受ける中小企業の財務基盤の強化を図ることが重要である。こうした観点から、中小企業を特定同族会社の留保金課税制度の対象から除外する。

また、特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度について、平成 19 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から、適用除外基準である基準所得金額を 1,600 万円（現行 800 万円）に引き上げる。

中小企業の早期かつ計画的な事業承継の促進を図る見地から、相続時精算課税制度において、取引相場のない株式等を贈与した場合、贈与者の年齢要件を 60 歳に引き下げるとともに、非課税枠を 500 万円上乘せする特例を設ける。また、取引相場のない種類株式について、中小企業の事業承継における活用を図る観点から、相続税等における評価を明確化する。

中小企業の新たな事業の創出及び地域経済の活性化を図るため、地域に存在する産業資源を活用して事業活動を行う中小企業に対する課税の特例を設ける。

また、地域の独創性、多様性を生かした個性ある産業集積の形成、高度化を推し進め、地域経済の自律的発展の基盤及びわが国産業の競争力の強化を図るため、地域産業活性化支援税制を創設する。

さらに、将来のわが国経済を支えるベンチャー企業の育成を支援するため、エンジェル税制の対象企業を拡大するとともに、手続を合理化する。また、個人投資家（エンジェル）が投資したベンチャー企業の株式の譲渡益について 2 分の 1 に軽減する課税特例の適用期限を 2 年延長する。

（3）信託税制

信託法の改正により、信託制度の自由度が大幅に高まり、多様な利用形態が可能となることに伴い、受益証券発行信託など新たな種類の信託に対応する税制を整備する。

また、法人税等の回避を防止する観点から、一定の信託に対し信託段階での法人課税を行うなど、課税の適正・公平を図るための措置を講ずる。

2 国民生活への配慮

(1) 住宅税制

税源移譲に伴い所得税の住宅ローン控除制度を中低所得者層が利用した場合の減税額が減少することを踏まえ、計画的な持家取得を支援する観点から、平成 19 年及び 20 年に入居する者に対して、控除率を引き下げた上で控除期間を 15 年に延長する特例を創設する。また、長寿化社会における住宅のバリアフリー改修を支援するため、控除期間を 5 年とした上でバリアフリー改修工事に係るローン部分の控除率を引き上げるバリアフリー改修促進税制を創設する。固定資産税においても、住宅のバリアフリー改修に係る税額の減額制度を創設する。

ライフサイクルに応じた住宅の住み替えや住宅を売ってもローンを返済しきれない者の新生活への再出発を支援する観点から、特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等制度及び特定の居住用財産の譲渡損失の繰越控除等制度の適用期限を 3 年延長する。

良質な住宅の供給等を確保する観点から、住宅用家屋の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を 2 年延長するとともに、独立行政法人住宅金融支援機構が金融機関から譲り受ける住宅用家屋の新築等のための貸付債権に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の軽減措置等を創設する。

(2) その他

民間による自発的な公益活動を更に促進するとの観点から、寄附金控除の控除対象限度額を 30% から 40% に引き上げる。また、国民ひとりひとりがその能力や持ち味を十分発揮し、努力した人が報われる公正な社会を

構築するため、困難な状況に直面している人の再チャレンジを支援する民間企業等への寄附金について税制上の優遇措置を講ずる。

さらに、少子化対策の一環として、子育てを支援する企業の取組みを促進するため、事業所内託児施設の設置費用に係る割増償却制度を創設する。

3 金融・証券税制

上場株式等の配当及び譲渡益に係る 10%の軽減税率は、その適用期限を 1 年延長して、廃止する。この間、証券市場の状況、個人投資家の株式等の保有状況等を勘案し、金融商品間の損益通算の拡大策等を検討の上、成案を得て、平成 21 年（度）からの導入を目指す。なお、その際、市場の混乱を回避する観点から市場特例措置を講ずることも検討する。

4 国際課税

多様化・活発化するクロスボーダーの経済活動に合わせ、租税条約ネットワークを拡充するとともに、国際課税の見直しを進めていく必要がある。国際的に活動する企業にとって移転価格税制の適用による二重課税が負担となっているとの指摘があることに対応し、取引相手国と相互協議が行われている間、納税を猶予する制度を導入するほか、引き続き運用面の改善を進める。また、種類株の発行により外国子会社合算税制の適用を免れる租税回避行為に対処するため、合算対象となる子会社の範囲を見直す。

5 円滑・適正な納税のための環境整備

税制に対する国民の信頼を確保するためには、納税者の利便性の向上や納税手続の負担軽減に努めるとともに、適正かつ公平な税制を執行するための環境整備を図っていくことが重要である。

電子認証の普及拡大の観点から、電子証明書を取得した個人の電子申告に係る所得税の税額控除制度を創設する。また、税務手続の電子化の促進を図るため、電子申告における第三者作成書類の添付省略等の措置を講ずる。納税者がコンビニエンスストアで納税できる制度を創設し、国税の納付手段を多様化する。適正かつ公平な執行の観点から、源泉徴収、支払調書の提出の

対象となる報酬の範囲を見直すとともに、投資ファンドから分配される損益に関する資料情報制度や源泉徴収制度等を整備する。

以上のとおり、我々は、少子・長寿化、グローバル化や情報化の進展といった経済社会の変化に適切に対応するため、税制面でも幅広い制度改革を果敢に実行することを目指していく。あわせて、経済取引の複雑化や税務執行の公平確保の要請が一段と高まる中で、税制を円滑かつ公平に執行するため、必要な定員の確保も含め税務執行体制の一層の充実を図る。

第二 平成 19 年度税制改正の具体的内容

一 経済活性化・国際競争力の強化

<減価償却制度>

1 残存価額の廃止

平成 19 年 4 月 1 日以後に取得をする減価償却資産について、残存価額を廃止する。

この場合の定率法の償却率は、定額法の償却率（ $1 / \text{耐用年数}$ ）を 2.5 倍した数とする。

2 償却可能限度額の廃止

償却可能限度額を廃止する。

(1) 平成 19 年 4 月 1 日以後に取得をする減価償却資産については、耐用年数経過時点に 1 円（備忘価額）まで償却できることとする。

定率法を採用している場合には、定率法により計算した減価償却費が一定の金額を下回るときに、償却方法を定率法から定額法に切り替えて減価償却費を計算することとする。これにより、定率法を採用している場合にも、耐用年数経過時点に 1 円（備忘価額）まで償却できることとする。

この一定の金額とは、耐用年数から経過年数を控除した期間内に、その時の帳簿価額を均等償却すると仮定して計算した金額とするが、納税者の事務負担を考慮し、取得価額に一定の割合を乗じて計算できるように、モデルケース（初年度は期首に取得し、その後に減価償却費の過不足額がないケース）を用いて、耐用年数ごとに一定の割合を定めておくこととする。

(2) 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得をした減価償却資産については、償却可能限度額（取得価額の 95%）まで償却した事業年度等の翌事業年度以後 5 年間で均等償却ができることとする。

3 法定耐用年数の見直し

次の 3 設備について、法定耐用年数を短縮する。

(1) フラットパネルディスプレイ製造設備 5 年（現行 10 年）

(2) フラットパネル用フィルム材料製造設備 5 年（現行 10 年）

(3) 半導体用フォトリソ製造設備 5 年（現行 8 年）

なお、平成 20 年度税制改正に向け、減価償却資産の使用の実態等について更に調査・分析を進め、法定耐用年数や資産区分の見直し、法定耐用年数の短縮特例制度の手續簡素化について検討する。

- 4 固定資産税の償却資産については、資産課税としての性格を踏まえ、現行の評価方法を維持する。

< 中小企業・ベンチャー支援 >

(国 税)

- 1 特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例（いわゆるエンジェル税制）について、次の措置を講ずる。

(1) 特定中小会社の要件の緩和

エンジェル税制の対象となる中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する特定新規中小企業者（以下「特定新規中小企業者」という。）の要件について、以下のとおり緩和する。

イ 設立後 1 年未満の中小企業について、現行の研究者数の要件（常勤の研究者が 2 人以上で常勤の役員及び従業員の合計の 10% 以上であること）を満たさない企業であっても、開発者数の要件（常勤の開発者が 2 人以上で常勤の役員及び従業員の合計の 10% 以上であること。ロにおいて同じ。）を満たす場合には、特定新規中小企業者の対象とする。

ロ 設立後 1 年以上 2 年未満の中小企業について、現行の試験研究費等の要件（売上高に対する試験研究費等の割合が 3 % 以上であること。ハにおいて同じ。）を満たさない企業であっても、開発者数の要件を満たす場合には、特定新規中小企業者の対象とする。

ハ 設立後 2 年以上 5 年未満の中小企業について、現行の試験研究費等の要件を満たさない企業であっても、売上高成長率の要件（売上高成長率が 25% 以上であること）を満たす場合には、特定新規中小企業者の対象とする。

（注）上記の「売上高成長率」とは、前々期の売上高に対する前期の売上高の伸び率又は第 1 期から前期までの売上高の平均の伸び率を

いう。

地域再生法に規定する特定地域再生事業会社の従業員数の要件（現行常時雇用者数 20 人以上）を 10 人以上に緩和する。

（２）対象となる特定新規中小企業者の確認手続の合理化

エンジェル税制の対象となる特定新規中小企業者についての確認手続について、現行の投資を受けた都度確認を受ける方法のほか、毎年度事前に確認を受ける方法を追加する。

（３）特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の 2 分の 1 課税の特例の適用期限を 2 年延長する。

2 特定同族会社の留保金課税制度について、適用対象から資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下である会社を除外する。

3 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度について、適用除外基準である基準所得金額を 1,600 万円（現行 800 万円）に引き上げる。

この改正は、平成 19 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度の法人税について適用する。

4 中小企業等基盤強化税制について、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（仮称）に規定する認定計画（仮称）に従って同法に規定する地域産業資源活用事業（仮称）を行う中小企業者でその地域産業資源活用事業につき一定の基準に適合することの確認を受けたものが取得等をする当該認定計画に定める機械装置を対象に加える。

5 地域産業活性化支援税制の創設

青色申告書を提出する法人で、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（仮称）に規定する同意基本計画（仮称）に定められた集積地域（仮称）内において一定の業種に属する事業を営むものが、同法の施行の日から平成 21 年 3 月 31 日までの間に、当該集積地域内において、当該法人が同法の承認を受けた企業立地計画（仮称）に定められた一定の機械装置及び工場用の建物等の取得等をして、事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その取得価額の 15%相当額（建物等については、8 %相当額）の特別償却ができることとする。

6 取引相場のない種類株式の相続税等の評価方法の明確化

会社法の施行により発行が容易になった株主総会での議決権がない株式等の種類株式のうち、中小企業の事業承継において活用が期待される次のものについて、その評価方法を明確化する。

- (1) 配当優先の無議決権株式
- (2) 社債類似株式
- (3) 拒否権付株式

7 取引相場のない株式等に係る相続時精算課税制度の特例の創設

相続時精算課税制度について、推定相続人の一人（受贈者）が、平成 19 年 1 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの間に取引相場のない株式等の贈与を受ける場合には、次の要件を満たすときに限り、60 歳以上の親からの贈与についても同制度を適用することとし、2,500 万円の非課税枠を 500 万円上乘せし 3,000 万円とする等の措置を講ずる。

- (1) 当該会社の発行済株式等の総額（相続税評価額ベース）が 20 億円未満であること。
- (2) 次のすべての要件をこの特例を選択した時から 4 年を経過する時ににおいて満たしていること。

当該受贈者が当該会社の発行済株式等の総数の 50% 超を所有し、かつ、議決権の 50% 超を有していること。

当該受贈者が当該会社の代表者として当該会社の経営に従事していること。

- (3) その他所要の要件を満たすこと。

8 信用保証協会の抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を 2 年延長する。

（地方税）

1 特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例（いわゆるエンジェル税制）について、次の措置を講ずる。

- (1) 特定中小会社の要件の緩和

エンジェル税制の対象となる中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する特定新規中小企業者（以下「特定新規中小企業者」という。）の要件について、以下のとおり緩和する。

イ 設立後 1 年未満の中小企業について、現行の研究者数の要件（常勤の研究者が 2 人以上で常勤の役員及び従業員の合計の 10% 以上であること）を満たさない企業であっても、開発者数の要件（常勤の開発者が 2 人以上で常勤の役員及び従業員の合計の 10% 以上であること。ロにおいて同じ。）を満たす場合には、特定新規中小企業者の対象とする。

ロ 設立後 1 年以上 2 年未満の中小企業について、現行の試験研究費等の要件（売上高に対する試験研究費等の割合が 3 % 以上であること。ハにおいて同じ。）を満たさない企業であっても、開発者数の要件を満たす場合には、特定新規中小企業者の対象とする。

ハ 設立後 2 年以上 5 年未満の中小企業について、現行の試験研究費等の要件を満たさない企業であっても、売上高成長率の要件（売上高成長率が 25% 以上であること）を満たす場合には、特定新規中小企業者の対象とする。

（注）上記の「売上高成長率」とは、前々期の売上高に対する前期の売上高の伸び率又は第 1 期から前期までの売上高の平均の伸び率をいう。

地域再生法に規定する特定地域再生事業会社の従業員数の要件（現行常時雇用者数 20 人以上）を 10 人以上に緩和する。

（２）対象となる特定新規中小企業者の確認手続の合理化

エンジェル税制の対象となる特定新規中小企業者についての確認手続について、現行の投資を受けた都度確認を受ける方法のほか、毎年度事前に確認を受ける方法を追加する。

（３）特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の 2 分の 1 課税の特例の適用期限を 2 年延長する。

< 信託税制 >

（国 税）

1 信託法の改正による新たな類型の信託への対応

（１）受益証券発行信託

特定受益証券発行信託（受益証券発行信託のうち次の要件を満たすものをいう。）の信託財産に帰せられる収入及び支出については、受託者段階で課税せず、受益者が受ける収益の分配について所得税又は法人税を課税する。

イ 受託者が税務署長の承認を受けた法人であること

ロ 信託に係る未分配利益の額が信託の元本総額の 1,000 分の 25 相当額以下であること 等

個人受益者が受ける収益の分配は配当所得として、その受益証券の譲渡による所得は株式等に係る譲渡所得等として、所得税を課税する。

特定受益証券発行信託以外の受益証券発行信託については、その受託者に対し、信託財産から生ずる所得について、当該受託者の固有財産から生ずる所得とは区別して法人税を課税する。

受益証券発行信託の受益証券を印紙税の課税対象に加える。

(2) 受益者等の存在しない信託

受益者等の存在しない信託については、その受託者に対し、信託財産から生ずる所得について、当該受託者の固有財産から生ずる所得とは区別して法人税を課税する。

受益者等の存在しない信託を設定した場合には、委託者においてはみなし譲渡課税又は寄附金課税を、受託者においてはその信託財産の価額に相当する金額について受贈益課税を行う。

受益者等の存在しない信託に受益者等が存することとなった場合に限り、当該受益者等の受益権の取得による受贈益について、所得税又は法人税を課税しない。

受益者等の存在しない信託を利用した相続税・贈与税の租税回避に対しては、適正化措置を講ずる。

(3) 受益者連続型信託等

受益者連続型信託等については、設定時において受益者等に対して、委託者から受益権を遺贈等により取得したものとみなして相続税等を課税する。

次の受益者等以降の者に対しては、その直前の受益者等から遺贈等に

より受益権を取得したものと、その直前の受益者等は受益権を遺贈等したものと、それぞれみなして相続税等を課税する。

2 信託を利用した租税回避への対応その他の信託課税の適正化措置

- (1) 法人が委託者となる信託のうち、次に掲げるものについては、その受託者に対し、信託財産から生ずる所得について、当該受託者の固有財産から生ずる所得とは区別して法人税を課税する。

重要な事業の信託で、受益権の過半を委託者の株主に交付するもの（信託財産の種類がおおむね同一である場合等を除く。）

長期（信託期間 20 年超）の自己信託等（主たる信託財産が耐用年数 20 年超の減価償却資産である場合等を除く。）

損益分配の操作が可能である自己信託等

- (2) 信託損失に係る所得税の取扱い

受益者段階課税（発生時課税）される信託の個人受益者等の当該信託に係る不動産所得の損失は、生じなかったものとみなし、損益通算等を制限する。

- (3) 信託損失に係る法人税の取扱い

受益者段階課税（発生時課税）される信託の法人受益者等の信託損失のうち信託金額を超える部分の金額は、損金の額に算入しない。また、損失補てん契約等により信託期間終了までの間の累積損益が明らかに欠損とならない場合には、信託損失の全額を損金の額に算入しない。

- (4) 合同運用信託

合同運用信託の範囲を適正化する。

3 その他所要の整備

- (1) 投資信託その他信託財産に帰せられる収入及び支出の帰属の原則が適用されない信託の併合に係る従前の信託又は信託の分割に係る分割信託若しくは従前の信託（以下「旧信託」という。）の受益者は、当該信託の併合に係る新たな信託又は当該信託の分割に係る承継信託若しくは新たな信託の受益権以外の資産の交付を受けていない場合には、その旧信託の受益権の譲渡損益の計上を繰り延べる。

- (2) その他所要の整備を行う。

（以上につき付記参照）

二 金融・証券税制

- 1 上場株式等の配当等に係る軽減税率（所得税 7 %、住民税 3 %）の特例及び上場株式等に係る譲渡所得等の軽減税率（所得税 7 %、住民税 3 %）の特例の適用期限を 1 年延長する。
- 2 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例の適用期限を 2 年延長する。
- 3 償還差益に対する発行時源泉徴収免除の対象となる短期公社債の範囲に、投資法人が発行する短期投資法人債を加える。
- 4 生命保険料控除の対象となる生命保険契約等の範囲に、中小企業等協同組合法の特定共済組合及び特定共済組合連合会の締結した一定の生命共済に係る契約を加える。

三 住宅・土地税制

<住宅税制>

（国 税）

- 1 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額の特例の創設

住宅の取得等をして平成 19 年又は平成 20 年に居住の用に供した場合について、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額の特例を創設する。この特例は、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除との選択適用とし、控除期間、住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率については、次のとおりとする。

居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高	適用年・控除率
平成 19 年	15 年間	2,500 万円以下の部分	・ 1 年目から10年目まで 0.6% ・ 11年目から15年目まで 0.4%
平成 20 年	同 上	2,000 万円以下の部分	同 上

2 住宅のバリアフリー改修促進税制の創設

(1) 住宅のバリアフリー改修工事等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額の特例の創設

一定の居住者が、その者の居住の用に供する家屋について一定のバリアフリー改修工事を含む増改築等（以下「バリアフリー改修工事等」という。）を行った場合において、当該家屋を平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの間にその者の居住の用に供したときは、一定の要件の下で、そのバリアフリー改修工事等に充てるために借り入れた住宅借入金等の年末残高の一定割合を所得税の額から控除する。この特例は、住宅の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除との選択適用とし、控除期間、住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率については、次のとおりとする。

居住の用に供する時期	控除期間	住宅借入金等の年末残高	控 除 率
平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日まで	5 年間	1,000 万円以下の部分	イ 一定のバリアフリー改修工事に係る工事費用相当部分（200 万円を限度）… 2 % ロ イの「一定のバリアフリー改修工事に係る工事費用相当部分」以外の工事費用相当部分… 1 %

(注 1) 上記の「一定のバリアフリー改修工事」とは、次に該当する工事で、その工事費用（補助金等をもって充てる部分を除く。）の合計額が 30 万円を超えるものをいう。

廊下の拡幅	手すりの設置
階段の勾配の緩和	屋内の段差の解消
浴室改良	引き戸への取替え工事
便所改良	床表面の滑り止め化

(注2) 上記の「一定の居住者」とは、以下のいずれかに該当する者とする。

50 歳以上の者

介護保険法の要介護又は要支援の認定を受けている者

障害者である者

上記 若しくは に該当する者又は 65 歳以上の者のいずれかと同居している者

(注3) 適用対象となる住宅借入金等の範囲は、償還期間5年以上の一定の住宅借入金等及び死亡時一括償還に係る借入金等とする。

(注4) バリアフリー改修工事等の証明書の発行は、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録性能評価機関、建築基準法に基づく指定確認検査機関又は建築士法に基づく建築士事務所に所属する建築士が行うものとする。

(注5) その他の要件は、現行の住宅の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の要件と同様とする。

二以上の居住年に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合の控除額の計算の調整措置その他所要の措置を講ずる。

(2) 住宅の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、現行、適用対象となっている大規模の修繕又は模様替等に加え、大規模の修繕又は模様替に至らない工事のうち、一定のバリアフリー改修工事を適用対象に加える。

(注1) 上記の「一定のバリアフリー改修工事」とは、次に該当する工事をいう。

廊下の拡張

手すりの設置

階段の勾配の緩和

屋内の段差の解消

浴室改良

引き戸への取替え工事

便所改良

床表面の滑り止め化

(注2) 上記の改正は、増改築等をした居住用家屋を平成 19 年 4 月 1 日以後に自己の居住の用に供する場合について適用する。

(3) なお、住宅のバリアフリー改修促進税制については、今後の適用状況を

踏まえつつ、高齢者等の安心・安定した居住環境の確保や税制としての適切な支援のあり方等の観点から、今後、引き続き検討を行う。

- 3 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、買換え資産である家屋の床面積要件の上限（現行 280 m²）を撤廃したうえ、その適用期限を 3 年延長する。

（注）上記の改正は、平成 19 年 4 月 1 日以後に行う居住用財産の譲渡について適用する。

- 4 相続等により取得した居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例を廃止する。

（注）上記の改正は、平成 19 年 4 月 1 日以後に行う居住用財産の譲渡について適用する。

- 5 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を 3 年延長する。

- 6 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を 3 年延長する。

- 7 住宅用家屋の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を 2 年延長する。

- 8 住宅用家屋の所有権の移転登記及び住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、所要の規定の整備を行ったうえ、その適用期限を 2 年延長する。

- 9 平成 19 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間に、独立行政法人住宅金融支援機構が住宅用家屋の新築等のための資金の貸付けに係る金融機関の貸付債権を譲り受けた場合における当該貸付債権を担保するために受ける当該住宅用家屋を目的とする抵当権の設定登記に対する登録免許税について、次の措置を講ずる。

（１）当該金融機関が平成 19 年 3 月 31 日までに申込みを受理した資金の貸付けに係るものにあつては、非課税（本則 1,000 分の 4）とする。

（２）当該金融機関が平成 19 年 4 月 1 日以後に申込みを受理する資金の貸付けに係るものにあつては、税率を 1,000 分の 1（本則 1,000 分の 4）に軽減する。

（地方税）

- 1 平成 19 年 1 月 1 日に存していた住宅のうち 65 歳以上の者、介護保険法の要介護若しくは要支援の認定を受けている者又は障害者である者が居住するもの（賃貸住宅を除く。）で、平成 19 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に一定のバリアフリー改修工事が完了したものについて、工事内容等を確認することができる書類を添付して市町村に申告がなされた場合には、当該住宅に係る固定資産税の税額（1 戸当たり 100 m²相当分までに限る。）を、改修工事が完了した年の翌年度分に限り、3 分の 1 減額する。

（注）上記の「一定のバリアフリー改修工事」とは、次に該当する工事で、その工事費用（補助金等をもって充てる部分を除く。）の合計額が 30 万円以上のものをいう。

廊下の拡張	手すりの設置
階段の勾配の緩和	屋内の段差の解消
浴室改良	引き戸への取替え工事
便所改良	床表面の滑り止め化

- 2 特定の居住用財産の買換え及び交換による長期譲渡所得に係る課税の特例について、買換え資産である家屋の床面積要件の上限（現行 280 m²）を撤廃したうえ、その適用期限を 3 年延長する。

（注）上記の改正は、平成 19 年 4 月 1 日以後に行う居住用財産の譲渡について適用する。

- 3 居住用財産の買換え等による譲渡損失に係る繰越控除等の適用期限を 3 年延長する。
- 4 特定居住用財産の譲渡損失に係る繰越控除等の適用期限を 3 年延長する。

< 土地税制 >

（国 税）

- 1 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換えの適用期限を 2 年延長する。
- 2 都市再生特別措置法の改正に伴い、以下の措置を講ずる。
- （1）優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課

税の特例等の適用対象に、都市開発事業等の用に供される土地の供給等の業務を行う一定の都市再生整備推進機構（仮称）に対する当該業務を行うために直接必要な土地等の譲渡を加える。

- （２）特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の 1,500 万円特別控除の適用対象に、地方公共団体又は一定の都市再生整備推進機構（仮称）が行う都市再生整備計画に記載された公共施設の整備に関する事業の用に供するために土地等がこれらの者に買い取られる場合を加える。

3 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の改正に伴い、以下の措置を講ずる。

- （１）優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用対象に、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の防災再開発促進地区内における同法の認定建替計画（一定の規模要件等を満たすものに限る。）に従って建築物の建替えの事業を行う認定事業者に対する土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの（一定の土地等の譲渡に該当するものを除く。）を加える。

- （２）特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の適用対象に、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の防災再開発促進地区内における同法の認定建替計画（一定の規模要件等を満たすものに限る。）に基づく買換えを加える。

4 2,000 万円特別控除の対象となる土地等の譲渡のうち土地区画整理事業等以外の事業の用に供するために土地等を譲渡した場合において、同一事業の用地として二以上の年にわたって土地等を譲渡したときは、これらの譲渡のうち、最初の譲渡が行われた年以外の譲渡については、この特別控除は適用しないこととする。

（注）上記の改正は、平成 20 年 1 月 1 日以後に行う土地等の譲渡について適用する。

5 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の 1,500 万円特別控除について、次の措置を講ずる。

- （１）特定の民間住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の適用期限を 2 年延長する。

(2) 適用対象に、土地等につき高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の重点整備地区において土地区画整理事業が施行された場合に、当該土地等に係る換地処分により当該土地等のうち当該土地区画整理事業に係る同意保留地制度における一定の生活関連施設又は一般交通用施設を設置する保留地に対応する部分の譲渡があったときを加える。

6 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例について、適用対象となる事業用地の区域から首都圏整備法の既成市街地、近畿圏整備法の既成都市区域及び中部圏開発整備法の都市整備区域を除外したうえ、その適用期限を2年延長する。

7 認定民間都市再生事業計画に基づき土地等を取得した場合等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象を建築物の所有権の保存登記としたうえ、その適用期限を2年延長する。

8 認定民間都市再生整備事業計画に基づき土地等を取得した場合等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次の措置を講じたうえ、その適用期限を2年延長する。

(1) 認定整備事業者が取得する建築物の適用対象を国土交通大臣の認定の日から3年以内に建築されたものとするとともに、当該建築物の所有権の保存登記に係る軽減税率を1,000分の3(現行1,000分の1.5)に引き上げる。

(2) 平成20年4月1日以後に国土交通大臣の認定を受けた整備事業計画により地区内残留者が認定整備事業者等から取得する土地の所有権の移転登記に係る軽減税率を1,000分の10(現行1,000分の8)に引き上げる。

(地方税)

1 都市再生特別措置法の改正に伴い、以下の措置を講ずる。

(1) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用対象に、都市開発事業等の用に供される土地の供給等の業務を行う一定の都市再生整備推進機構(仮称)に対する当該業務を行うために直接必要な土地等の譲渡を加える。

(2) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の適用対象に、地方公共団体又は一定の都市再生整備推進機構(仮

称)が行う都市再生整備計画に記載された公共施設の整備に関する事業の用に供するために土地等がこれらの者に買い取られる場合を加える。

2 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の改正に伴い、以下の措置を講ずる。

(1) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用対象に、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の防災再開発促進地区内における同法の認定建替計画(一定の規模要件等を満たすものに限る。)に従って建築物の建替えの事業を行う認定事業者に対する土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの(一定の土地等の譲渡に該当するものを除く。)を加える。

(2) 認定建替計画(一定の規模要件等を満たすものに限る。)に基づき取得する事業区域内の土地に係る不動産取得税について、当該土地の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を2年間に限り講ずる。

3 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除について、次の措置を講ずる。

(1) 特定の民間住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の適用期限を2年延長する。

(2) 適用対象に、土地等につき高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の重点整備地区において土地区画整理事業が施行された場合に、当該土地等に係る換地処分により当該土地等のうち当該土地区画整理事業に係る同意保留地制度における一定の生活関連施設又は一般交通用施設を設置する保留地に対応する部分の譲渡があったときを加える。

4 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が民間都市再生事業計画に基づき取得する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

5 都市再生特別措置法に規定する認定整備事業者が民間都市再生整備事業計画に基づき取得する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

6 都市再生特別措置法に規定する計画の認定を受けた民間都市再生整備事業

計画に係る都市再生整備事業の区域内の不動産の所有者が、当該不動産を同法に規定する認定整備事業者又は独立行政法人都市再生機構に譲渡し、従前の不動産に代わるものとして取得する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

- 7 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が民間都市再生事業計画に基づき整備する公共施設及び一定の都市利便施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、対象から駐車場、駐輪場及び駐車装置を除外したうえ、その適用期限を2年延長する。
- 8 民間都市開発の推進に関する特別措置法に基づき国土交通大臣が認定する事業用地適正化計画に基づく土地の交換により、事業区域内の土地に関する権利を有する者（事業者を除く。）が新たに取得する土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、対象地域から三大都市圏のうち一定の地域を除外したうえ、その適用期限を2年延長する。

四 国際課税

- 1 国外関連者との取引に係る課税の特例（いわゆる移転価格税制）について、租税条約の相手国との相互協議に係る納税猶予制度を創設する。

（1）納税の猶予

租税条約の相手国との相互協議の申立てをした場合において、その申立てをした者が申請をしたときは、更正又は決定に係る国税（相互協議の対象となるものに限る。）及びその加算税の額につき、その納期限（申請が納期限後であるときは、申請の日）から相互協議の合意に基づく更正があった日（合意が行われなかった等の場合には、国税庁長官がその旨を通知した日）の翌日から1月を経過する日までの期間、納税の猶予を認める。納税を猶予する場合には、猶予する金額に相当する担保を徴する。

（2）延滞税の免除

納税の猶予をした国税に係る延滞税のうち猶予期間（申請の日が猶予した国税の納期限以前の日である場合には、申請の日から納期限までの期間

を含む。)に対応する部分は、免除する。

(注1)上記の改正は、平成19年4月1日以後に行われる申請について適用する。

(注2)納税の猶予が終了した時には、確定した本税及びその加算税を納付することになる。なお、事前確認で確認された内容に従った自主的な修正申告に係る税額には、加算税は課されない。

2 国外関連者との取引に係る課税の特例(いわゆる移転価格税制)に係る事前確認及びその事前相談について、申請手続の円滑化及び執行体制の整備を図る。また、移転価格課税上の運用の明確化に向けた取組みを引き続き進める。

3 合併等により株主に外国親会社の株式が交付された場合には、非居住者又は外国法人株主(以下「非居住者等株主」という。)は、その合併等の時に旧株(国内に恒久的施設を有する非居住者等株主が国内において行う事業に係る資産として管理するものを除く。)の譲渡益(わが国で課税の対象となる国内源泉所得に該当するものに限る。)に対して課税する。

なお、国内に恒久的施設を有する非居住者等株主がその交付を受けた外国親会社の株式を国内において行う事業に係る資産として管理しなくなった場合には、その時に外国親会社の株式を譲渡したものとして課税する。

(注)上記の改正は、平成19年5月1日以後に行われる合併等について適用する。

4 組織再編成に伴う国際的な租税回避を防止するため、次の措置を講ずる。

(1)企業グループ内の法人間で合併等(軽課税国に所在する実体のない外国親会社の株式を対価とするものに限る。)が行われる場合において、合併法人等にも事業の実体が認められないときは、適格合併等に該当しないこととする。

(2)合併等(軽課税国に所在する実体のない外国親会社の株式を対価とするものに限る。)が行われる場合において、その合併等が適格合併等に該当しないときは、その合併等の時に株主の旧株の譲渡益に対して課税する。

(注)上記(1)及び(2)の改正は、平成19年10月1日以後に行われる合併等について適用する。

(3) 内国法人が保有する外国子会社（外国子会社合算税制の適用対象となるものに限る。）の株式を軽課税国に所在する実体のない外国親会社（その内国法人の 80%以上の持分保有）又はその外国親会社に係る外国子会社に現物出資する場合には、その現物出資は適格現物出資に該当しないこととする。

(注) 上記(3)の改正は、平成 19 年 10 月 1 日以後に行われる現物出資について適用する。

(4) 内国法人（少数の株主グループによって支配（80%以上の持分保有）されるものに限る。）の株主が組織再編成等により軽課税国に所在する実体のない外国法人を通じてその内国法人（その内国法人の資産・負債のほとんどすべてを取得した他の内国法人を含む。）を支配（80%以上の持分保有）することとなった場合には、その外国法人又はその外国法人に係る外国子会社（軽課税国に所在する実体のない外国子会社に限る。）に留保した所得を、その持分割合に応じて、その外国法人の株主である居住者及び内国法人の所得に合算して課税する。

(注) 上記(4)の改正は、平成 19 年 10 月 1 日以後に株主が外国法人を通じて内国法人を支配することとなる場合について適用する。

5 内国法人等の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例等（いわゆる外国子会社合算税制）について、次の措置を講ずる。

(1) 外国関係会社及び外国子会社合算税制の適用を受ける内国法人等の判定について、議決権（剰余金の配当等に関するものに限る。）の異なる株式又は請求権の異なる株式を発行している場合には、株式の数の割合、議決権の数の割合又は請求権に基づき分配される剰余金の配当等の金額の割合のいずれか多い割合で行う。

(2) 外国子会社合算税制の適用除外を受けるために必要な書類等の保存がない限り、適用除外が認められないことを明確にする。

6 非居住者等が支払を受ける振替地方債の利子について、次の措置を講ずる。

(1) 非居住者又は外国法人が支払を受ける振替地方債の利子については、振替国債と同様に、非課税適用申告書の提出等を要件として、所得税又は法人税を課さないこととし、源泉徴収を免除する。

(2) 振替国債の利子について非課税適用申告書を提出している場合には、一定の要件の下に振替地方債の利子について非課税適用申告書を提出しているものとみなすなど、所要の特例措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成 20 年 1 月 1 日以後に支払われる振替地方債の利子について適用する。

7 租税条約の規定に基づく社会保険料について、次の措置を講ずる。

(1) 居住者が租税条約の相手国の社会保障制度に保険料を支払った場合、租税条約の規定に基づき、一定の金額を限度としてその保険料をその年の所得税に係る総所得金額等から控除する。また、個人住民税についても同様の措置を講ずる。

(2) 非居住者がわが国又は租税条約の相手国の社会保障制度に保険料を支払った場合、租税条約の規定に基づき、一定の金額を限度としてその保険料を控除した後の金額をその年の所得税に係る給与所得の金額又は国内源泉所得の金額とする。

8 租税条約の相手国との相互協議の合意があった場合に、合意事業年度において対応する調整を行うために認められている更正の請求について、相互協議の合意一般に関して認めるとともに、合意の影響がある翌年以降の事業年度についても合意事業年度の取扱いと同様にその対象とする措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成 19 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度の所得に係る更正の請求について適用する。

9 外国法人が国内の恒久的施設を有しなくなった場合等のみなし事業年度に係る規定の整備を行う。

五 円滑・適正な納税のための環境整備

1 電子証明書を取得した個人の電子申告に係る所得税額の特別控除の創設

電子証明書を取得した個人が、平成 19 年分又は平成 20 年分の所得税の納税申告書の提出を、その者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書を付して各年の翌年 3 月 15 日までに電子情報処理組織を使用して行う場合には、一定の要件の下、その者のその年分の所得税の額から 5,000 円（その年

分の所得税の額を限度とする。)を控除する。なお、平成 19 年分に本税額控除の適用を受けた者は、平成 20 年分においてはその適用を受けることはできないこととする。

(注)上記の改正は、平成 20 年 1 月 4 日以後に、平成 19 年分の所得税の納税申告書の提出を電子情報処理組織を使用して行う場合について適用する。なお、出国のため、同日前に平成 19 年分の所得税の納税申告書の提出を電子情報処理組織を使用して行った者は、同日から 1 年以内に更正の請求をすることにより、本税額控除の額の還付を受けることができることとする。

2 税務手続の電子化促進措置

(1) 電子申告における第三者作成書類の添付省略

所得税の納税申告書の提出を電子情報処理組織を使用して行う際に、次に掲げる第三者作成書類の記載事項を入力して送信することにより、送付等の方法による当該書類の添付等を省略することができることとする。この場合において、税務署長は原則として確定申告期限から 3 年間、その内容の確認のために当該書類の提出等を求めることができることとする。

医療費の領収書

社会保険料控除の証明書

小規模企業共済等掛金控除の証明書

生命保険料控除の証明書

地震保険料控除の証明書

給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票

特定口座年間取引報告書

(注)上記の改正は、平成 20 年 1 月 4 日以後に、平成 19 年分以後の所得税の納税申告書の提出を電子情報処理組織を使用して行う場合について適用する。

(2) 源泉徴収票等の電子交付の対象書類の追加

源泉徴収義務者が納税者に電磁的方法により交付できる書類の範囲に、次の書類を追加する。

公的年金等の源泉徴収票及び支払明細書

退職所得の源泉徴収票及び支払明細書

オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書

配当等とみなす金額に関する支払通知書

(注) 上記の改正は、平成 20 年 1 月 1 日以後に交付するこれらの書類について適用する。

(3) 源泉徴収関係書類の電子提出

給与等、退職手当等又は公的年金等（以下「給与等」という。）の支払を受ける者は、税務署長の承認を受けた給与等の支払をする者に対し、次に掲げる源泉徴収関係書類について、書面による提出に代えて電磁的方法による提出を行うことができることとする。この場合において、当該給与等の支払を受ける者は、源泉徴収関係書類を提出したものとみなす。

給与所得者の扶養控除等申告書

従たる給与についての扶養控除等申告書

給与所得者の配偶者特別控除申告書

給与所得者の保険料控除申告書

退職所得の受給に関する申告書

公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

(注) 上記の改正は、税務署長の承認を受けた給与等の支払をする者に対し、平成 19 年 7 月 1 日以後に提出する源泉徴収関係書類について適用する。

(4) 電子署名の省略

電子情報処理組織により申請等を行う際に送信する電子署名及びその電子署名に係る電子証明書について、その電子署名が次に掲げる者に係るものである場合には、その電子署名及び電子証明書の送信を要しないこととする。

税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子情報処理組織により申請等を行う場合のその依頼者

源泉所得税の徴収高計算書の送信を行う者

税務署等の端末を使用して電子情報処理組織により申請等を行う者

(注) 上記 及び の改正は平成 19 年 1 月 4 日以後に、上記 の改正は

平成 20 年 1 月 4 日以後に電子情報処理組織により申請等を行う場合について適用する。

(5) 電子申請等証明制度の創設

電子情報処理組織により申請等を行った者の請求があった場合には、税務署長等は、電子情報処理組織により行った一定の申請等の日付、名称及びその送信した内容についての証明を電子情報処理組織を使用して行わなければならないこととする。

(注) 上記の改正は、平成 20 年 1 月 4 日以後に行う請求について適用する。

- 3 国税の納付手続について、国税を納付しようとする者が一定の納付書に基づき納付しようとする場合には、国税庁長官が指定する納付受託者に納付を委託することができることとする。この場合において、納付しようとする者が納付受託者に金銭を交付したときは、その交付した日に国税の納付があったものとみなして、延滞税、利子税等に関する規定を適用するほか、納付受託者の納付義務、帳簿保存義務、納付受託者の指定の取消し等の所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成 20 年 1 月 4 日以後に国税の納付を委託する場合について適用する。

- 4 差押財産の公売手続について、次のとおり見直しを行う。

- (1) 買受けの申込みの際に現金で納付する公売保証金について、入札者等と税務署長等が相当と認める一定の者との間において公売保証金の納付を保証する契約が締結され、その旨を証する書面が税務署長等に提出された場合には、入札者等は公売保証金を現金で納付することを要しないこととする。
- (2) 買受代金の納付期限を延長できる期間について、30 日(現行 10 日)に延長する。
- (3) 入札又は競り売り終了時の告知方法である最高価申込者等の氏名等の呼び上げについて、氏名等を告げることとする。
- (4) 公売処分に係る異議申立書等の提出時期について、郵送等により提出された場合には、郵便物等の通信日付印により表示された日にその提出がさ

れたものとみなす規定は適用しないこととする。

(注) 上記の改正は、平成 19 年 4 月 1 日以後に公売公告を行う公売について適用する。

- 5 支払調書及び源泉徴収制度の対象となる報酬・料金等の範囲に、通訳に係る報酬・料金を追加する。

(注) 上記の改正は、平成 19 年 7 月 1 日以後に支払われる通訳に係る報酬・料金について適用する。

- 6 投資事業組合が分配する損益に関する資料情報及び源泉徴収制度について、次のように整備する。

(1) 投資事業有限責任組合の組合員に帰属する利益又は損失の額について、現行の「有限責任事業組合に係る組合員所得に関する計算書」と同様に、計算書の提出制度を整備する。

(2) 業務に関連して他人のために名義人として株式等の譲渡の対価の支払を受ける者は、名義人受領の株式等の譲渡の対価に関する調書を、その支払を受けた日の属する年の翌年 1 月 31 日までに、税務署長に提出しなければならないこととする。

(3) 支払調書及び源泉徴収制度の対象となる匿名組合契約等に係る組合員の人数要件を撤廃し、すべての匿名組合契約等に基づく居住者又は内国法人に対する利益の分配を支払調書及び源泉徴収制度の対象とする。

あわせて、信託会社が、厚生年金基金契約等の契約に係る信託の信託財産に属する匿名組合契約等に基づく権利につき、その利益の分配の支払をする者の備え付ける帳簿に当該権利が当該信託財産に属する旨等の登載を受けている場合には、その権利についてその登載を受けている期間内に支払われる当該利益の分配については、源泉徴収を免除する措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成 20 年 1 月 1 日以後に提出する上記の計算書等及び同日以後に支払われる匿名組合契約等に基づく利益の分配について適用する。

- 7 生命保険契約等に基づく保険金等及び損害保険契約等に基づく給付の支払調書の対象に、中小企業等協同組合法の事業協同組合等の締結した共済契約に基づく共済金を加える。

- 8 オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書及び配当等とみなす金額に関する支払通知書について、交付不要限度額（現行5万円又は10万円以下）を撤廃する。
- （注）上記の改正は、平成20年1月1日以後に交付する支払通知書について適用する。
- 9 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例の適用を受けた者が、その対象となる相続税額が更正の請求の特則に基づき減少したことに伴い修正申告書の提出等をする場合におけるその納付すべき所得税の額に係る延滞税の計算については、その適用を受けた所得税の法定納期限の翌日からその提出等の日までの期間は延滞税の計算の基礎となる期間に算入しない。
- （注）上記の改正は、平成19年4月1日以後に修正申告書の提出等をする場合について適用する。
- 10 国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税制度について、国税庁長官の承認の取消事由から、公益法人等が国税庁長官の承認を受けた贈与又は遺贈に係る財産等を国又は地方公共団体に贈与した場合を除外する。
- 11 譲渡担保財産を納税者の財産として行った差押えを譲渡担保財産に対する差押えとして滞納処分を続行する場合には、税務署長等は、その譲渡担保財産に係る第三債務者等に対し、滞納処分を続行する旨を通知しなければならないこととする。
- （注）上記の改正は、平成19年4月1日以後に譲渡担保財産に対する滞納処分を続行する場合について適用する。
- 12 相続税の配偶者の税額軽減措置について、配偶者が仮装又は隠ぺいしていた財産を配偶者以外の相続人等が取得した場合には、当該仮装又は隠ぺいしていた財産に伴い増加する税額について、当該税額軽減措置は適用しないこととする。
- 13 相続又は遺贈により取得したものとみなして相続税を課税する保険金の範囲に、わが国の保険業法の免許等を受けていない外国の保険業者と締結された生命保険契約又は損害保険契約に係る保険金を加える。

六 農林漁業対策

(国 税)

1 山林所得に係る森林計画特別控除の適用期限を2年延長する。

2 青色申告書を提出する法人で、認定農業者等が、平成19年4月1日から平成21年3月31日までの期間内の日を含む各事業年度において、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律に規定する交付金など一定の交付金又は補助金の交付を受けた場合において、認定農業経営改善計画等の定めるところに従って農業経営の規模の拡大等に要する費用に充てるため一定の積立限度額以下の金額を農業経営基盤強化準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、損金の額に算入することができることとする。

なお、この準備金については、その積み立てられた事業年度終了の日の翌日から5年を経過したものがある場合には、その5年を経過した日を含む事業年度において益金の額に算入する。

3 上記2の農業経営基盤強化準備金の金額を有する法人が、各事業年度において、認定農業経営改善計画等の定めるところに従い、農用地又は農業用の一定の機械その他の減価償却資産の取得等をし、当該法人の農業の用に供した場合には、当該農用地等につき、前事業年度から繰り越された農業経営基盤強化準備金の金額のうち当該事業年度において益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなった金額に相当する金額の範囲内で圧縮記帳をすることができる。

(注) 上記2及び3の特例については、青色申告書を提出する個人で、認定農業者である者について、同様の措置を講ずる。

4 保全事業等資産の特別償却制度について、機械装置に係る特別償却率を13%から11%に引き下げたうえ、その適用期限を2年延長する。

5 植林費の損金算入の特例の適用期限を2年延長する。

6 漁業協同組合等の留保所得の特別控除制度の適用期限を2年延長する。

(後掲)

7 農林中央金庫等の合併に係る課税の特例について、対象に森林組合合併助成法の適用を受けない森林組合と森林組合との合併を加えたうえ、その適用

期限を 3 年延長する。

- 8 特定農業法人が特定遊休農地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を 2 年延長する。
- 9 農業経営基盤強化促進法に規定する利用権設定等促進事業により取得した農用地等の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象者の範囲を見直したうえ、その適用期限を 2 年延長する。
- 10 農林漁業金融公庫資金等の転貸の場合の抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を平成 20 年 9 月 30 日まで延長する。
- 11 農業信用基金協会等の抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を 2 年延長する。
- 12 旧自作農創設特別措置法等の規定による売渡し等に係る土地の所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置の適用期限を 5 年延長する。

(地方税)

- 1 農業協同組合が他の農業協同組合から信用事業の全部譲渡に伴い取得する不動産に係る不動産取得税について、当該不動産の価格の 2 分の 1 に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を 3 年間に限り講ずる。
- 2 山林所得に係る森林計画特別控除の適用期限を 2 年延長する。
- 3 農業経営基盤強化促進法の規定による公告があった農用地利用集積計画に基づき取得する農業振興地域内にある土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を 2 年延長する。
- 4 農業経営基盤強化促進法に規定する特定農業法人が同法に規定する協議等により取得する農用地区域内にある特定遊休農地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を 2 年延長する。
- 5 入会林野整備等により取得する土地に係る不動産取得税の減額措置の適用期限を 2 年延長する。
- 6 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農林中央金庫の現物出資により設立される株式会社又は合同会社が当該現物出資に伴い取得する不動産に係る不動産取得税の非課税措置について、対象から農林中央金庫が現物出資により設立する株式会社又は合同会社を除外したうえ、その適用期限を 3 年延長する。

七 環境対策

(国 税)

- 1 再商品化設備等の特別償却制度について、適用対象である食品循環資源再生利用設備の範囲に生ごみ処理機及び保冷設備を加えるとともに、対象設備を改正後の食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に規定する認定を受けた再生利用事業計画に記載された設備に限定する。

(地方税)

- 1 都市緑地法に規定する緑化施設整備計画に基づき設置される一定の緑化施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、地区計画等緑化率条例による制限を受けない緑化重点地区内における緑化施設の敷地面積要件を500 m² (現行 1,000 m²) に緩和したうえ、その適用期限を2年延長する。
- 2 低公害車燃料等供給施設の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- 3 電気自動車に係る自動車取得税の税率の特例措置の適用期限を2年延長する。
- 4 天然ガス自動車に係る自動車取得税の税率の特例措置について、対象を一定の排出ガス性能を満たすものに限定したうえ、その適用期限を2年延長する。
- 5 ハイブリッド自動車(バス・トラック)に係る自動車取得税の税率の特例措置について、対象を一定の排出ガス性能及び燃費性能を満たすものに限定したうえ、その適用期限を2年延長する。

(注) 上記の限定に係る改正は、平成 19 年 9 月 1 日以後の自動車の取得について適用する。

- 6 ハイブリッド自動車(バス・トラック以外)に係る自動車取得税の税率の特例措置について、対象を一定の排出ガス性能及び燃費性能を満たすものに限定するとともに、税率から軽減する率を、当該自動車の取得が平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に行われたときは2% (現行 2.2%)、平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間に行われたときは1.8%としたうえ、その適用期限を2年延長する。
- 7 メタノール自動車に係る自動車取得税の税率の特例措置を廃止する。

八 その他の政策税制

(国 税)

1 電子政府推進税制の創設

(1) 電子証明書を取得した個人の電子申告に係る所得税額の特別控除の創設 (再掲)

電子証明書を取得した個人が、平成 19 年分又は平成 20 年分の所得税の納税申告書の提出を、その者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書を付して各年の翌年 3 月 15 日までに電子情報処理組織を使用して行う場合には、一定の要件の下、その者のその年分の所得税の額から 5,000 円（その年分の所得税の額を限度とする。）を控除する。なお、平成 19 年分に本税額控除の適用を受けた者は、平成 20 年分においてはその適用を受けることはできないこととする。

(注) 上記の改正は、平成 20 年 1 月 4 日以後に、平成 19 年分の所得税の納税申告書の提出を電子情報処理組織を使用して行う場合について適用する。なお、出国のため、同日前に平成 19 年分の所得税の納税申告書の提出を電子情報処理組織を使用して行った者は、同日から 1 年以内に更正の請求をすることにより、本税額控除の額の還付を受けることができることとする。

(2) オンライン登記申請に係る登録免許税の税額控除の創設

次の登記を受けようとする者が、平成 20 年 1 月 1 日から平成 21 年 12 月 31 日までの間に電子情報処理組織を使用して当該登記の申請を行った場合には、一定の要件の下、当該登記に係る登録免許税額からその 100 分の 10 に相当する額（5,000 円を限度とする。）を控除する。

不動産登記のうち、所有権の保存登記及び移転登記並びに抵当権の設定登記

株式会社、合名会社、合資会社等の設立登記

2 国等に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例について、次の措置を講ずる。

(1) 重要文化財を国等又は地方公共団体に譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例について、その適用期限を撤廃する。

(2) 重要文化財に準ずる文化財のうち一定のものを国等に譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例について、その適用期限を5年延長する。

3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の改正に伴い、社会保険診療報酬の所得計算の特例の適用対象となる社会保険診療の範囲の整備を行うほか、所要の整備を行う。

4 青色申告書を提出する法人で、次世代育成支援対策推進法の規定に基づき同法に規定する一般事業主行動計画（託児施設の設置及び運営に関する事項が定められているものに限る。）を厚生労働大臣に届け出ていること等一定の要件を満たすものが、その事業年度終了の日において当該一般事業主行動計画に従って、一定の基準を満たす事業所内託児施設の設置及び運営を行っていることにつき証明がされた場合には、平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に当該一般事業主行動計画に従って新設をした事業所内託児施設及びこれと同時に設置する一定の器具備品については、5年間20%（次世代育成支援対策推進法の中小事業主については、5年間30%）の割増償却ができることとする。

5 再チャレンジ支援寄附金税制の創設

個人、法人又は相続若しくは遺贈により財産を取得した者が、

地域再生法に規定する地域再生計画の認定を受けた地方公共団体（認定地方公共団体）が指定する会社により行われる障害者の雇用の機会の確保など当該認定地域再生計画に記載された一定の事業に充てられる寄附金（その認定地方公共団体が証明をしたものに限る。）

次世代育成支援対策に取り組む会社等に対する助成事業など認定地域再生計画に記載された一定の事業で認定地方公共団体が指定する公益法人により行われるものに関連する寄附金（当該認定地域再生計画に定められた地域内に、寄附者及び公益法人の本店、支店、工場、営業所、事務所等が所在するものに限る。）

を支出した場合には、次の特例措置を講ずる。

(1) 法人が上記及びの寄附金を支出した場合には、一般の寄附金の損金算入限度額とは別に、当該損金算入限度額の範囲内で損金算入ができる。ただし、限度額の計算は、特定公益増進法人及び認定NPO法人に対する

寄附金と合わせて行うものとする。

(2) 個人が上記 の寄附金を支出した場合には、当該寄附金は所得税法の特
定寄附金とみなして寄附金控除の適用を認める。

(3) 相続又は遺贈により財産を取得した者が相続税の申告期限までに上記
の寄附金を支出した場合には、その者又はその者の親族等の相続税等の負
担が不当に減少する結果となると認められる場合を除き、当該寄附金の額
を相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。

なお、本税制については、その趣旨を踏まえた的確な運用を図り、さらに
運用状況も見つつ再チャレンジ支援に資するような制度の充実を図ることと
する。

6 沖縄振興等に関する税制について、次の措置を講ずる。

(1) 観光振興地域関係

観光振興地域において特定民間観光関連施設を取得した場合の法人税額
の特別控除制度について、対象に文化紹介体験施設を加えたうえ、その適
用期限を5年延長する。

(2) 情報通信産業振興地域又は情報通信産業特別地区関係

情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額
の特別控除制度の適用期限を5年延長する。

情報通信産業特別地区における認定法人の所得の特別控除制度につい
て、認定要件である常時使用する従業員の数を10人以上（現行20人以
上）としたうえ、その適用期限を5年延長する。

(3) 産業高度化地域関係

産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法
人税額の特別控除制度の適用期限を5年延長する。

(4) 自由貿易地域又は特別自由貿易地域関係

自由貿易地域・特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合
の特別償却又は法人税額の特別控除制度の適用期限を5年延長する。

特別自由貿易地域における認定法人の所得の特別控除制度の適用期限
を5年延長する。

(5) 金融業務特別地区関係

金融業務特別地区において金融業務用設備等を取得した場合の法人税額の特別控除制度の適用期限を 5 年延長する。

金融業務特別地区における認定法人の所得の特別控除制度について、認定要件である常時使用する従業員の数を 10 人以上（現行 20 人以上）としたうえ、その適用期限を 5 年延長する。

（6）離島振興関係

沖縄の離島において旅館業用建物等を取得した場合の特別償却制度の適用期限を 5 年延長する。

（7）中小企業の振興関係

沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度及び経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却制度の適用期限を 5 年延長する。

（8）沖縄県で発電の用に供する石炭に係る石油石炭税の免税措置の適用期限を 5 年延長する。

（9）本土—沖縄本島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置の適用期限を 5 年延長する。

（10）沖縄の復帰に伴う特別措置関係

沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置の適用期限を 5 年延長する。

揮発油に係る揮発油税及び地方道路税の軽減措置の適用期限を 5 年延長する。

7 中小企業等基盤強化税制について、次のとおり見直しを行ったうえ、その適用期限を 2 年延長する。

（1）中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（仮称）に規定する認定計画（仮称）に従って同法に規定する地域産業資源活用事業（仮称）を行う中小企業者でその地域産業資源活用事業につき一定の基準に適合することの確認を受けたものが取得等をする当該認定計画に定める機械装置を対象に加える。（再掲）

（2）持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に係る措置及び中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一定の中小企業者で設立 5 年以内のものに係る措置を除外する。

- (3) 飲食店業に係る措置について、対象設備を生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に規定する認定を受けた振興計画に基づく振興事業に係る設備に限るものとする。
- (4) 特定旅館業を営む大規模法人に係る措置について、特別税額控除の対象から除外するほか、対象設備に国際放送・高速通信設備を加えるとともに、対象設備からちゅう房設備を除外する。
- 8 公害防止用設備の特別償却制度について、汚水処理用等設備のうち紫外線及びオゾン併用分解装置及び逆浸透膜分離装置、ばい煙処理用等設備のうち燃焼分解装置、触媒分解装置及び廃ガス冷却装置並びに脱特定物質対応型設備を対象から除外するとともに、産業廃棄物処理用設備のうちばい煙処理装置を石綿含有廃棄物無害化処理用設備とともに使用されるものに限定したうえ、その適用期限を1年又は2年延長する。
- 9 船舶の特別償却制度について、外航船舶につき環境負荷低減設備等の要件を追加したうえ、その適用期限を2年延長する。
- 10 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却制度について、機械装置に係る特別償却率を24%から20%に、建物等に係る特別償却率を12%から10%にそれぞれ引き下げたうえ、その適用期限を2年延長する。
- 11 地震防災対策用資産の特別償却制度の適用期限を2年延長する。
- 12 特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却制度は、適用期限の到来をもって廃止する。
- 13 事業革新設備の特別償却制度について、次のとおり見直しを行ったうえ、その適用期限を2年延長する。
- (1) 産業活力再生特別措置法の改正後の産業活力強化特別措置法（仮称）に規定する認定知的財産活用型事業展開計画（仮称）又は認定経営資源融合計画（仮称）に記載された機械装置及び事業革新設備導入計画に記載された機械装置のうち同法に規定する特定事業革新設備（仮称）について、特別償却率を30%として対象に加える。
- (2) 認定事業再構築計画、認定共同事業再編計画、認定経営資源再活用計画及び認定事業革新設備導入計画に記載された機械装置（特定事業革新設備

を除く。)に係る措置の特別償却率を 40%、30%又は 24%から 20%に引き下げる。

- 14 特定電気通信設備等の特別償却制度について、高度テレビジョン放送制作等利便性充実設備に係る特別償却率をその取得等をした期間に応じ次のとおり引き下げるとともに、その適用期限を 3 年延長する。

(1) 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間の取得等 15%

(2) 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間の取得等 13%

(3) 平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間の取得等 10%

- 15 商業施設等の特別償却制度について、対象から中小小売商業振興法に係る措置を除外したうえ、その適用期限を 2 年延長する。

- 16 製造過程管理高度化設備等の特別償却制度は、適用期限の到来をもって廃止する。

- 17 半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度について、対象資産の取得価額要件を 2,500 万円超から 2,000 万円超に引き下げたうえ、過疎地域等における工業用機械等の特別償却制度及び離島振興対策実施地域等における工業用機械等の特別償却制度と合わせて、その適用期限を 2 年延長する。

- 18 過疎地域等における工業用機械等の特別償却制度について、対象資産の取得価額要件を 2,500 万円超から 2,000 万円超に引き下げるとともに、機械装置に係る特別償却率を 11%から 10%に、建物等に係る特別償却率を 7%から 6%にそれぞれ引き下げたうえ、半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度及び離島振興対策実施地域等における工業用機械等の特別償却制度と合わせて、その適用期限を 2 年延長する。

- 19 離島振興対策実施地域等における工業用機械等の特別償却制度について、対象資産の取得価額要件を 2,500 万円超から 2,000 万円超に引き下げたうえ、半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度及び過疎地域等における工業用機械等の特別償却制度と合わせて、その適用期限を 2 年延長する。

- 20 医療用機器等の特別償却制度について、次のとおり見直しを行ったうえ、その適用期限を 2 年延長する。

- (1) 青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが、平成 19 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間に、療養病床等を介護老人保健施設等とするための増築又は改築をした場合には、その用に供した日を含む事業年度におけるその増築又は改築により取得等をした介護老人保健施設等の基準取得価額の 15%相当額の特別償却ができる措置を加える。
- (2) 救急医療用機器に係る特別償却率の上乗せ措置を廃止するとともに、特定医療用建物の割増償却に係る措置を除外する。
- (3) 建替え病院用等建物に係る措置について、医療の提供体制の整備に資するための基準を見直す。
- 21 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限を 2 年延長する。
- 22 農業経営改善計画を実施する者の機械等の割増償却制度は、適用期限の到来をもって廃止する。
- 23 優良賃貸住宅等の割増償却制度について、改良優良賃貸住宅に係る措置を除外するとともに、高齢者向け優良賃貸住宅に係る措置に係る割増償却率を 36%（耐用年数 35 年以上であるものについては、50%）から 28%（耐用年数 35 年以上であるものについては、40%）に引き下げたうえ、その適用期限を 2 年延長する。
- 24 特定再開発建築物等の割増償却制度について、次のとおり見直しを行ったうえ、その適用期限を 2 年延長する。
- (1) 市街地再開発事業に係る措置について、施設建築物のうち住宅の用に供する部分を除外する。
- (2) 都市再生事業に係る措置及び都市再生整備事業に係る措置について、対象から地区内残留者を除外する。
- 25 倉庫用建物等の割増償却制度の適用期限を 2 年延長する。
- 26 特定災害防止準備金制度の適用期限を 2 年延長する。
- 27 電子計算機買戻損失準備金制度の適用期限を 2 年延長する。
- 28 保険会社等の異常危険準備金制度について、火災保険等及び火災共済に係る特例積立率の適用期限を 3 年延長する。
- 29 協同組合等の貸倒引当金の特例の適用期限を 2 年延長する。

- 30 探鉱準備金又は海外探鉱準備金制度の適用期限を 3 年延長する。
- 31 漁業協同組合等の留保所得の特別控除制度について、事業協同組合及び事業協同小組合から特定共済組合を、協同組合連合会から特定共済組合連合会をそれぞれ除外したうえ、その適用期限を 2 年延長する。
- 32 農用地利用集積準備金制度は、適用期限の到来をもって廃止する。
- 33 鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例の適用期限を 2 年（食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に係る措置については、1 年 3 月）延長する。
- 34 欠損金の繰戻しによる還付の不適用制度における産業活力再生特別措置法の設備廃棄等欠損金額に係る適用除外措置は、適用期限の到来をもって廃止する。
- 35 投資法人に係る課税の特例における不動産投資法人が特定目的会社の優先出資証券を取得した場合の要件緩和措置は、適用期限の到来をもって廃止する。
- 36 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う基盤整備事業に基づき、旅客鉄道株式会社等が交換により取得した建物に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の免税措置の適用期限を平成 23 年 12 月 31 日まで延長する。
- 37 鉄鋼の製造に使用する石炭、コークスの製造に使用する石炭及びセメントの製造に使用する石炭に係る石油石炭税の免税措置の適用期限を 2 年延長する。
- 38 国産石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付措置の適用期限を 2 年延長する。
- 39 特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置の適用期限を 2 年延長する。
- 40 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の適用期限を 2 年延長する。
- 41 日本銀行が社債等を担保として買い入れる為替手形に係る印紙税の税率等の特例措置を廃止する。
- 42 株式分割等に係る株券等に対する印紙税の非課税措置の適用期限を 2 年延

長する。

(関 税)

- 1 沖縄型特定免税店制度に係る特例措置及び自由貿易地域・特別自由貿易地域における特例措置を5年延長する。

(地方税)

- 1 個人の事業税の課税対象事業から助産師業を除外する。
- 2 テレワークを実施するために企業等が取得する主たる就業場所とその他の就業場所との間の通信の用に供する一定の設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の5年間価格の3分の2とする措置を2年間に限り講ずる。
- 3 駐車場法に基づき路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要が定められた自動二輪車専用駐車場の用に供する家屋に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の8分の7とする措置を2年間に限り講ずる。
- 4 駐車場法に基づき路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要が定められた自動二輪車専用駐車場の用に供する家屋に係る不動産取得税について、当該家屋の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を2年間に限り講ずる。
- 5 テレビジョン放送事業者が取得した地上放送デジタル化のための設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、空中線電力が0.3ワット以下の中継局の課税標準を最初の5年間価格の3分の2（現行4分の3）としたうえ、その適用期限を2年延長する。
- 6 離島航路事業の用に供する一定の高性能船舶に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を最初の5年間価格の3分の1（現行3分の2）としたうえ、その適用期限を2年延長する。
- 7 沖縄振興に関する税制について、次の措置を講ずる。

(1) 観光振興地域関係

観光振興地域において特定民間観光関連施設に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置について、対象施設を見直したうえ、その適用期限を5年延長する。

(2) 情報通信産業振興地域関係

情報通信産業振興地域において一定の情報通信産業の事業の用に供する施設に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置の適用期限を5年延長する。

(3) 産業高度化地域関係

産業高度化地域において一定の産業の事業の用に供する施設に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置の適用期限を5年延長する。

8 国等に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例について、次の措置を講ずる。

(1) 重要文化財を国等又は地方公共団体に譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例について、その適用期限を撤廃する。

(2) 重要文化財に準ずる文化財のうち一定のものを国等に譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例について、その適用期限を5年延長する。

9 電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他の電気供給業を行う法人から託送供給を受けて電気の供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、電気事業法に規定する特定規模需要に応ずる電気の供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

10 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けて取得する事業用施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置及び不動産取得税の減額措置の適用期限を2年延長する。

11 鉄軌道事業者が利用者利便の向上に資する相互乗入れ、直通化等に係る一定の大規模改良工事により取得する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

12 と畜場において設置される牛海綿状脳症(BSE)対策実施のための一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を3年延長する。

13 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を5年延長する。

- 14 市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者が取得する家屋に係る固定資産税の減額措置の適用期限を2年延長する。
- 15 関西文化学術研究都市建設促進法に規定する文化学術研究交流施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- 16 関西文化学術研究都市建設促進法に規定する文化学術研究交流施設及びその土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置等の適用期限を2年延長する。
- 17 関西文化学術研究都市建設促進法に規定する文化学術研究施設に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- 18 北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社が所有し又は借り受けている固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を5年延長する。
- 19 国鉄改革により北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社並びに日本貨物鉄道株式会社が承継した本来事業用固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を5年延長する。
- 20 日本貨物鉄道株式会社が旧日本国有鉄道清算事業団又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から基盤整備事業によって取得した家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を5年延長する。
- 21 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の用地内の日本貨物鉄道株式会社の施設の移転が終了するまでの間、同機構が同社に無償で貸し付けている土地に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置の適用期限を5年延長する。
- 22 都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により、一定の第三セクター及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が取得する施設に対して、次の措置を講ずる。
 - (1) 駅施設の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
 - (2) 線路設備等のうち市街化区域のトンネルに係る固定資産税の非課税措置

の適用期限を2年延長する。

- 23 一定の第三セクターが政府の補助を受けて、市街地再開発事業等と一体的に行われる既設の駅の大規模な改良工事で鉄道駅機能の強化に著しく資するものにより取得する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- 24 鉄軌道事業者が政府の補助を受けて取得した一定の地域鉄道の保安度の向上のための設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- 25 鉄軌道事業者が取得する新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- 26 国際船舶に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を5年延長する。
- 27 指定特定重要港湾において、特定国際コンテナ埠頭の整備を図るため、港湾管理者の認定を受けた運営者が、国の無利子資金の貸付けを受けて取得した荷さばき施設等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- 28 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により整備する一般廃棄物処理施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- 29 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により整備する一般廃棄物処理施設の用に供する家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- 30 特別土地保有税の徴収猶予の根拠となっている非課税措置について、その適用期限の延長等所要の措置を講ずる。
- 31 テレビジョン放送事業者が取得した地上放送デジタル化のための設備の用に供する家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- 32 保険業法に規定する協定銀行が協定の定めにより保険契約者保護機構の委

託を受けて行う破綻保険会社等の資産の買取りにより取得する不動産に係る不動産取得税の非課税措置の適用期限を2年延長する。

33 預金保険法に規定する協定銀行が協定の定めにより内閣総理大臣のあっせんを受けて行う破綻金融機関等の事業の譲受け又は預金保険機構の委託を受けて行う資産の買取りにより取得する不動産に係る不動産取得税の非課税措置の適用期限を2年延長する。

34 特定目的会社（SPC）が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

35 投資信託により取得する一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

36 投資法人が取得する一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

37 河川法に規定する河川立体区域制度による河川整備に係る事業のために使用される土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

38 外客誘致法に規定する認定構想推進事業者のうち民法第34条の法人が取得する重要文化財等に指定又は登録された家屋及び土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

39 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が港湾法に規定する無利子貸付けを受けて選定事業により整備する特定用途港湾施設のうち輸出入に係るコンテナ荷さばきを行うための家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を1年延長する。

40 地域エネルギー利用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、適用要件を見直したうえ、その適用期限を1年延長する。

41 浸水想定区域内の地下施設の所有者又は管理者が、地下浸水時の利用者の安全に資するために取得する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準を価格の3分の2（現行2分の1）としたうえ、その適用期限を2年延長する。

- 42 流通システム効率化を促進する物流施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、対象から港湾荷役事業者が設置する上屋を除外したうえ、その適用期限を2年延長する。
- 43 鉄軌道事業者等がＩＣカード乗車券の共通化・相互利用化のために取得した償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を最初の3年間価格の4分の3（現行5年間価格の4分の3）としたうえ、その適用期限を2年延長する。
- 44 信用金庫及び信用金庫連合会、信用協同組合及び信用協同組合連合会並びに労働金庫及び労働金庫連合会が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、預金量の規模に応じ所要の経過措置を講じたうえで、その課税標準を価格の5分の3（現行2分の1）とする。
- 45 都市計画施設の用に供される土地の所有者が独立行政法人都市再生機構法の規定による認可を受けた計画に基づき、独立行政法人都市再生機構から交換により取得した一定の土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、価格から控除する額を10分の1（現行5分の1）としたうえ、その適用期限を2年延長する。
- 46 独立行政法人空港周辺整備機構が公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に規定する業務の用に供する不動産に係る不動産取得税の非課税措置について、同法に規定する第一種区域内から住居を移転する者のための住宅を対象から除外する。
- 47 沖縄電力株式会社が行う電気供給業に係る事業税の税率の特例措置を廃止する。
- 48 鉄軌道事業者が設置する自転車駐車場の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する。
- 49 鉄軌道事業者が設置する自転車駐車場の用に供する家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。
- 50 民法第34条の法人が国立大学法人等との共同研究施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する。
- 51 民法第34条の法人が国立大学法人等との共同研究施設の用に供する家屋

に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。

- 52 独立行政法人雇用・能力開発機構が一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置を廃止する。
- 53 高圧ガス保安協会が所有し、かつ、一定の業務の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止する。
- 54 脱特定フロン対応型設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する。
- 55 中心市街地の活性化に関する法律に基づき路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要が定められた特定届出駐車場に係る固定資産税及び不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。
- 56 自動車安全運転センターが取得する自動車安全運転センター法に規定する業務の用に供する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。
- 57 農業協同組合連合会が農業協同組合から信用事業の全部譲渡又は漁業協同組合連合会が漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合から信用事業の全部譲渡に伴い取得する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。
- 58 農林中央金庫が特定農水産業協同組合等から信用事業の一部譲渡又は全部譲渡に伴い取得する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。
- 59 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法に規定する都道府県知事のあっせんにより取得する土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。
- 60 都市再生特別措置法に規定する計画の認定を受けた民間都市再生事業計画に係る都市再生事業の区域内の不動産の所有者が、当該不動産を同法に規定する認定事業者又は独立行政法人都市再生機構に譲渡し、従前の不動産に代わるものとして取得する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。
- 61 都市再開発法に規定する再開発事業区域の区域内の土地の所有者が取得する同法に規定する認定再開発事業計画に係る再開発事業で当該再開発事業に

より整備される公共施設の規模その他一定の要件を満たすものにより建築された建築物の用に供する土地（住宅の用に供するものを除く。）に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。

62 鉄鋼業に係る軽油引取税の課税免除措置のうちガスタービン発電装置の動力源の用途に係るものを廃止する。

63 北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社並びに日本貨物鉄道株式会社が本来の事業の用に供する事務所に対する事業所税の課税標準の特例措置を廃止する。

64 沖縄振興特別措置法に規定する承認経営基盤強化計画に従って実施される事業の用に供する施設に対する事業所税の非課税措置を廃止する。

65 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に規定する食品循環資源の再生利用の用に供する施設に対する事業所税の課税標準の特例措置を廃止する。

66 化製場等に関する法律に基づき整備される死亡牛の化製処理の用に供する施設に対する資産割に係る事業所税の非課税措置を廃止する。

67 多極分散型国土形成促進法に規定する振興拠点地域及び業務核都市において整備される中核的民間施設に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置を所要の経過措置を講じたうえで廃止する。

68 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する登録廃棄物再生事業者が事業の用に供する施設に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置を所要の経過措置を講じたうえで廃止する。

九 その他

(国 税)

- 1 寄付金控除の控除対象限度額を総所得金額等の 40% (現行 30%) に引き上げる。
- 2 合併等対価の柔軟化によりいわゆる三角合併等が可能となることに伴い、組織再編税制について、適格合併、適格分割又は適格株式交換の要件及び被合併法人等の株主における旧株の譲渡損益の計上を繰り延べるか否かを判定する要件である合併等の対価の範囲に、合併法人等の親法人 (合併等の直前に合併法人等の発行済株式の全部を直接に保有し、かつ、当該合併等後にその発行済株式の全部を直接に継続して保有することが見込まれる法人をいう。) の株式のみが交付される場合の当該株式を加える。

なお、共同で事業を行うための組織再編成に該当するか否かを判定する要件である「事業性」及び「事業関連性」について、運用面での取扱いの明確化を図るため、その判断基準を法令上明記する方向で具体的に検討を行う。

(注) 上記のうち合併等の対価に係る改正は、平成 19 年 5 月 1 日以後に行われる合併等について適用する。

- 3 リース取引について、次のとおり整備を行う。
 - (1) ファイナンス・リースに該当するリース取引のうちリース期間の終了の時にリース資産が無償又は名目的な対価の額で賃借人に譲渡されるものであること等の要件に該当しないもの (以下「所有権移転外ファイナンス・リース取引」という。) は、売買取引とみなす。
 - (2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃借人のリース資産の償却方法は、リース期間定額法 (償却期間をリース期間とし、残存価額をゼロとする定額法をいう。) とする。
 - (3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃貸人について、リース料総額から原価を控除した金額 (以下「リース利益額」という。) のうち、実質的に受取利息と認められる部分の金額 (リース利益額の 20% 相当額) を利息法により収益計上し、それ以外の部分の金額をリース期間にわたって均等額により収益計上することができることとする。
- (注) 上記(1)から(3)までの改正は、平成 20 年 4 月 1 日以後に締結するリ

ース契約に係る所有権移転外ファイナンス・リース取引について適用する。

(4) 平成 20 年 4 月 1 日前に締結したリース契約に係る所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃貸資産について、同日以後に終了する事業年度からリース期間定額法により償却できることとする。

(5) 所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃借人が賃借料として経理した場合においてもこれを償却費として取り扱うことその他所要の規定の整備を行う。

4 貸金業の規制等に関する法律の改正（改正後の貸金業法）により設立される貸金業協会を所得税法別表第一（公共法人等の表）、法人税法別表第二（公益法人等の表）及び消費税法別表第三に加える。

5 水先法の改正による水先人会及び日本水先人会連合会の法人化に伴い、これらの法人を所得税法別表第一（公共法人等の表）、法人税法別表第二（公益法人等の表）及び消費税法別表第三に加える。

6 棚卸資産の評価について、次のとおり整備を行う。

(1) 低価法を適用する場合における評価額は、事業年度末における価額とする。

(2) トレーディング目的の棚卸資産については、時価により事業年度末の評価を行う。

7 法人の支給する役員給与について、次のとおり整備を行う。

(1) 定期同額給与について、職制上の地位の変更等により改定がされた定期給与についても定期同額給与として取り扱うことを明確化する。

(2) 事前確定届出給与について、その届出期限を役員給与に係る定めに関する決議をする株主総会等の日から 1 月を経過する日（その日が職務の執行を開始する日の属する会計期間開始の日から 4 月を経過する日後である場合には、当該 4 月を経過する日）とするほか、同族会社以外の法人が定期給与を受けていない役員に対して支給する給与について、届出を不要とする。

8 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度について、対象となる国庫補助金等の範囲に、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合

開発機構法に基づく助成金で固体酸化物形燃料電池実証研究事業等に係るものを加える。

- 9 保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度について、対象となる保険金等の範囲に、中小企業等協同組合法の特定共済組合及び特定共済組合連合会が行う共済事業に係る共済金を加える。
- 10 相続又は遺贈により取得したものとみなして相続税を課税する保険金に類する共済金の範囲に、中小企業等協同組合法の特定共済組合及び特定共済組合連合会の締結した生命共済等に係る共済金を加える。
- 11 森林組合が森林組合連合会から権利義務の包括承継により不動産の権利を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置は、適用期限の到来をもって廃止する。
- 12 商工組合中央金庫の抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、完全民営化の時点等までの間、現行税率を平成 20 年 9 月末まで維持するなどの所要の経過措置を講じたうえ、廃止する。
- 13 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例措置の適用期限を 1 年延長する。
- 14 たばこ税の特例税率を廃止し、当該税率をたばこ税本法の本則税率とする。
(注) 上記の改正は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。
- 15 入国者が輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例措置の適用期限を 1 年延長する。
- 16 金融商品取引法の制定等に伴い、所要の規定の整備を行う。

(関 税)

- 1 W T O 香港閣僚宣言を踏まえ、後発開発途上国に対する特惠関税を拡充する。
- 2 国際郵便物について、課税価格が 20 万円を超えるものに申告納税方式を適用する等の見直しを行うとともに、関税等の納付の特例等の措置を講ずる。

(地方税)

- 1 都道府県が徴収の引継ぎにより個人の道府県民税及び市町村民税に係る徴収金を徴収した場合の市町村への払込方法について、徴収金の全額を市町村に払い込み、当該市町村が個人の道府県民税に係る徴収金を当該都道府県に

払い込む方法によることもできることとする。

- 2 都道府県から市町村への株式等譲渡所得割交付金の交付時期を 3 月（現行 8 月・12 月・3 月）とする。
- 3 所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃貸人が所有する少額の償却資産について、リース取引に係る会計基準の変更後も引き続き固定資産税の課税対象から除外されるよう規定の整備を行う。
- 4 鉄軌道用地の評価方法の変更を平成 19 年度に実施するため、所要の措置を講ずる。
- 5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 67 号）の規定により、網・わな猟免許が網猟免許及びわな猟免許に分割されることに伴い、網猟免許及びわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者に対する狩猟税の税率を次のとおりとする。
 - （1）網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、（2）に掲げる者以外のもの 8,200 円
 - （2）網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 5,500 円（注）上記の改正は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から適用する。
- 6 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を 56 万円（現行 53 万円）に引き上げる。
- 7 地方たばこ税の特例税率を廃止し、当該税率を地方税法の本則税率とする。
（注）上記の改正は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。
- 8 2005 年日本国際博覧会に係る非課税措置を廃止する。
- 9 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の改正に伴い、所要の規定の整備を行う。
- 10 水先法の改正による水先人会及び日本水先人会連合会の法人化に伴い、所要の措置を講ずる。
- 11 金融商品取引法の制定等に伴い、所要の規定の整備を行う。

- 12 投資信託財産の併合について、所要の措置を講ずる。
- 13 貸金業の規制等に関する法律の改正に伴い、所要の措置を講ずる。
- 14 信託法の改正等に伴い、所要の措置を講ずる。

第三 検討事項

- 1 わが国は環境先進国として、地球温暖化問題において世界をリードする役割を果たすため、京都議定書目標達成計画に沿って、国、地方をあげて多様な政策への取組みを実施し、6%削減約束を確実に達成することとしている。環境税については、平成20年から京都議定書の第一約束期間が始まることを踏まえ、さまざまな政策的手法全体の中での位置付け、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存の税制との関係等に考慮を払いながら納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する。
- 2 少子・長寿化が急速に進展し、本格的な人口減少社会が到来する中、社会全体の意識改革や働き方の見直し、さらには歳出面における取組みと合わせて、税制面においても少子化対策に取り組むことが重要な課題となっている。このため、扶養控除のあり方を検討するとともに、少子化対策のための国・地方を通じて必要な財源の確保について、税制の抜本的・一体的改革の中で検討する。
- 3 少子・長寿化が進展する中、いわゆる生損保控除について、従来の制度目的が達成されているとの指摘や社会保障制度を補完する新たな商品開発の進展等を踏まえ、保険契約者の自助努力を支援するとの観点から、制度のあり方の抜本的見直しを行う。
- 4 要援護高齢者等の介護費用に係る税制上の措置については、介護保険の実施状況や介護保険制度改革に向けた検討状況を勘案しつつ、税制の抜本的改革における特別な人的控除の見直しとの関係等も踏まえ、具体的な検討を行う。
- 5 納税者番号制度については、適正公平な課税の実現及び納税者の税制への信頼の向上に資するため、幅広い民間利用を可能とする付番方式や番号記載の対象となる取引の範囲のほか、セキュリティ確保、プライバシー保護や番

号利用にかかるコスト、経済取引への影響などについて、国民の理解を得ながら、積極的にその導入に向けた具体的な検討を進める。

- 6 事業の将来性、後継者不足、相続人間の遺産分割や遺留分、相続税の問題など、日本経済を支えるべき中小企業の事業承継には様々な課題があり、その解決を図ることは、雇用の確保や地域の経済活力維持の観点からも重要である。

こうした観点から、中小企業の事業承継の実態を見極めつつ、事業承継の円滑化を支援するための枠組みを総合的に検討する。その際、非上場株式等に係る税制面の措置については、既存の特例措置も含め、課税の公平性に留意して、相続・贈与税制全体のあり方とともに、幅広く検討する。

- 7 信託税制については、信託法改正後の信託の利用実態を踏まえつつ、信託制度の発展及び租税回避防止の観点から、必要な見直しを引き続き検討する。

- 8 外航海運業者の日本籍船に係るみなし利益課税（いわゆるトン数標準税制）については、非常時における対応を含む安定的な国際海上輸送を確保するために外航海運業者が果たすべき役割及び当該政策目的を達成するための規制等を明確にする法律が平成 20 年の通常国会において整備されることを前提として、平成 20 年度税制改正において具体的に検討する。

- 9 長期保有土地等に係る買換え特例については、地価及び土地取引の動向、企業の事業再編の状況等を勘案しつつ、他の買換え特例制度とのバランスにも配慮しながら、期限が到来する平成 20 年末までに所要の見直しについて検討する。

- 10 公益法人制度改革については、制度の詳細設計を踏まえ、平成 20 年中に予定される新制度施行までの間に、それに対応した税制上の措置を講ずる。

具体的には、新たな制度の下で公益性の認定を受ける法人の課税対象範囲、税率等について、公益的な事業活動が果たす役割の重要性に配慮しつつ適正

な課税の確保を図る観点から、公益的な事業として行う事業の内容や営利競合の排除の必要性等を踏まえ、検討する。

また、公益性の認定を受ける法人やその寄附者等が寄附金税制の適用を受けるための要件、手続等のあり方を検討するとともに、認定NPO法人制度について、所要の検討を行う。

11 郵政民営化に伴う郵便貯金銀行、郵便保険会社、郵便局会社等に係る税制上の措置については、民営化委員会における3年ごとの見直しに当たり、郵政民営化に係る新会社の経営状況等を勘案し、引き続き所要の検討を行う。

12 自動車関係諸税については、税制の簡素化が必要との指摘もあり、今後の抜本的な税制改革にあわせ、環境に与える影響や厳しい財政状況等も踏ましつつ、そのあり方を総合的に検討する。

13 個人住民税は、広く住民が地域社会の費用を分担するものであり、地方分権を支える重要な税であるという性格を踏まえ、均等割について、その標準税率を引き上げる方向で検討する。

14 公的年金受給者の納税の便宜や市町村における徴収の効率化を図る観点から、個人住民税における公的年金からの特別徴収について、平成21年度を目途に導入できるよう、関係省庁、市町村等において、システム開発等の所要の準備を進める。

15 現在、電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業の4業種については、収入金額による外形標準課税が行われている。今後、これらの法人の地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことを検討する。

【付記】信託税制

1 信託法の改正による新たな類型の信託への対応

(1) 受益証券発行信託

受益証券発行信託（２(1)に該当するものを除く。）のうち次の要件を満たすもの（以下「特定受益証券発行信託」という。）の信託財産に帰せられる収入及び支出については、受託者段階で課税せず、受益者が受ける収益の分配について所得税又は法人税を課税する。

イ 受託者が税務署長の承認を受けた法人であること。

ロ 信託に係る未分配利益の額が信託の元本総額の 1,000 分の 25 相当額以下であること。

ハ 各計算期間が１年以下であること。

受益証券発行信託の収益の分配等については、次のとおり取り扱う。

イ 個人受益者が受ける収益の分配は配当所得として、その受益証券の譲渡による所得は株式等に係る譲渡所得等として、所得税を課税する。
また、特定受益証券発行信託の収益の分配については、配当控除に関する規定は適用しない。

ロ 特定受益証券発行信託の法人受益者が受ける収益の分配については、受取配当等の益金不算入に関する規定は適用しない。

特定受益証券発行信託の信託財産につき納付した所得税（外国所得税を含む。）の額は、その収益の分配に係る源泉徴収税額から控除する。

特定受益証券発行信託以外の受益証券発行信託については、その受託者に対し、信託財産から生ずる所得について、当該受託者の固有財産から生ずる所得とは区別して法人税を課税する。

受益証券発行信託の収益の分配及び受益証券の譲渡対価については、受益者の告知制度及び支払調書制度の整備を行う。

受益証券発行信託の受益証券を印紙税の課税対象に加える。

(2) 受益者等の存在しない信託

受益者等の存在しない信託（遺贈により設定された目的信託、委託者の地位を有する者のいない信託で受益者が特定されていないもの等）については、その受託者に対し、信託財産から生ずる所得について、当該

受託者の固有財産から生ずる所得とは区別して法人税を課税する。

受益者等の存在しない信託を設定した場合には、委託者においてはみなし譲渡課税又は寄附金課税を、受託者においてはその信託財産の価額に相当する金額について受贈益課税を行う。

受益者等の存在しない信託に受益者等が存することとなった場合には、当該受益者等の受益権の取得による受贈益について、所得税又は法人税を課税しない。

受益者等の存在しない信託が終了した場合には、残余財産を取得した帰属権利者に対して所得税又は法人税を課税する。

受益者等の存在しない信託を利用した相続税・贈与税の租税回避に対しては、次の措置を講ずる。

イ 信託により受託者に適用される法人税率と相続等により適用される相続税率等の差を利用した租税回避については、受託者に相続税等を課税（法人税等は控除）する。

ロ 受益者等が特定した時に、世代飛ばしとなる場合には、当該受益者等に贈与税を課税する。

公益信託については、現行と同様の取扱いを維持する。

（３）受益者連続型信託等

信託行為に、一定の場合に受益権が順次移転する定めのある信託、受益者指定権等を有する者の定めのある信託、その他これらの信託に類似する信託については、次のとおり課税する。

設定時において受益者等に対して、委託者から受益権を遺贈又は贈与により取得したものとみなして相続税、贈与税又は所得税を課税する。

次の受益者等以降の者に対しては、その直前の受益者等から遺贈又は贈与により受益権を取得したものと、その直前の受益者等は受益権を遺贈又は贈与したものと、それぞれみなして相続税、贈与税又は所得税を課税する。

（注）上記(1)及び(2)の改正は、原則として、新信託法の適用を受ける信託について適用し、上記(3)の改正は、原則として、新信託法の施行の日以後の受益権の移転等について適用する。

2 信託を利用した租税回避への対応その他の信託課税の適正化措置

- (1) 法人（公共法人又は公益法人等を除く。）が委託者となる信託のうち、次のいずれかの要件に該当するものについては、その受託者に対し、信託財産から生ずる所得について、当該受託者の固有財産から生ずる所得とは区別して法人税を課税する。

当該法人の事業の全部又は重要な一部（その譲渡につき会社法第 467 条の決議を要するものに限る。）が信託され、かつ、その受益権の 50% 超を当該法人の株主に交付することが見込まれること（その信託財産に属する金銭以外の資産の種類がおおむね同一である場合等を除く。）

その受託者が当該法人又は当該法人との間に特殊の関係のある個人若しくは法人（以下「特殊関係者」という。）であり、かつ、その信託期間が 20 年を超えるものとされていること（当該信託の信託財産に属する主たる資産が、耐用年数が 20 年を超える減価償却資産（減価償却資産以外の固定資産を含む。）又は償還期間が 20 年を超える金銭債権とされている場合等を除く。）

その受託者が当該法人又はその特殊関係者であり、かつ、その受益権の一部を当該法人の特殊関係者が保有する信託で、当該特殊関係者に対する損益の分配割合が変更可能であること。

- (2) 信託損失に係る所得税の取扱い

信託財産に帰せられる収入及び支出の帰属の原則が適用される信託の個人受益者等につき、当該信託に係る不動産所得の金額の計算上生じた損失については、生じなかったものとみなす。

- (3) 信託損失に係る法人税の取扱い

信託財産に帰せられる収入及び支出の帰属の原則が適用される信託の法人受益者等に帰せられる信託損失のうち当該法人受益者等の信託金額を超える部分の金額は、損金の額に算入しないこととする。また、信託損失が生じた場合に法人受益者等に対しこれを補てんする契約が締結されていること等により当該法人受益者等の信託期間終了までの間の累積損益が明らかに欠損とならない場合には、その法人受益者等に帰せられる信託損失の全額を損金の額に算入しないこととする。

(4) 合同運用信託

合同運用信託の範囲を適正化する。

(注) 上記の改正は、原則として、新信託法の適用を受ける信託について適用する。

3 その他所要の整備

(1) 所得税・法人税等関係

投資信託その他信託財産に帰せられる収入及び支出の帰属の原則が適用されない信託の併合に係る従前の信託又は信託の分割に係る分割信託若しくは従前の信託(以下「旧信託」という。)の受益者は、当該信託の併合に係る新たな信託又は当該信託の分割に係る承継信託若しくは新たな信託の受益権以外の資産の交付を受けていない場合には、その旧信託の受益権の譲渡損益の計上を繰り延べる。

信託財産を有するものとされる受益者、委託者その他の者の範囲等について整備を行う。

受託者に対し法人税を課税する信託について、国内の営業所に信託されたものは、内国法人と同様の課税を行うこととし、国外の営業所に信託されたものは、外国法人と同様の課税を行うこととする。

(注) 上記の改正は、原則として、新信託法の適用を受ける信託について適用する。

(2) 調書等に関する整備

信託に関する受益者別(委託者別)調書

イ 提出義務者の変更

受託者に提出義務を課すこととする。

ロ 提出時期の追加

次の場合に提出義務を課すこととする。

- ・ 受益者が変更されたとき
- ・ 受益権の内容の変更があったとき
- ・ 受益権の放棄又は消滅があったとき 等

ハ 記載事項の追加等

信託の期間等の事項の追加等所要の整備を行う。

(注) 上記の改正は、平成 19 年 10 月 1 日以後に調書を提出すべき事由が生じた調書について適用する。

信託の計算書

記載事項として、受益者指定権等を有する者に関する事項、信託財産に属する資産及び負債の明細等を追加するほか、所要の整備を行う。

(注) 上記の改正は、新信託法の施行の日以後に開始する事業年度に係る計算書について適用する。

(3) 登録免許税関係

新たに創設される登記等に対する課税

イ 新信託法において創設される限定責任信託の定め の 登記等について、1 件につき 3 万円等の登録免許税を課税する。

ロ 改正信託業法において創設される自己信託を行う者の登録について、1 件につき 15 万円の登録免許税を課税する。

(注) 上記の改正は、新信託法の施行の日から適用する。

担保権の信託の登記等についての整備

不動産等に係る担保権の信託の登記等に対する登録免許税について、その課税標準を債権金額又は極度金額とする等の整備を行う。

信託終了時における信託財産に係る移転登記等の規定の整備

信託設定後に委託者の変更があった場合において、信託終了時に、受託者から変更後の委託者へ信託財産の移転があったときの移転登記等に係る登録免許税の課税について、規定の整備を行う。

(4) 消費税関係

消費税における信託財産に係る資産の譲渡等の帰属等については、法人税等に準じて所要の見直しを行う。

(5) 国税通則法・国税徴収法関係

納付義務の承継について、受託者の任務が終了し、新受託者が就任した場合及び受託者である法人の分割により、その受託者としての権利義務を承継した法人がある場合には、これらの者は国税の納付義務を承継することとする。

繰上請求について、信託が終了し、その信託に係る国税が納期限まで

に完納されないと認められる場合には、その納期限を繰り上げて請求することができることとする。

清算受託者等の第二次納税義務について、信託が終了し、その信託に係る国税を納付しないで信託財産を残余財産受益者等に給付した場合には、清算受託者及び残余財産受益者等は第二次納税義務を負うこととする。

信託財産について行った滞納処分の効力について、受託者の任務が終了し、新受託者が就任した場合及び受託者である法人の分割により、その受託者としての権利義務を承継した法人がある場合には、その信託財産につき滞納処分を続行することができることとする。

(注) 上記の改正は、原則として、新信託法の適用を受ける信託について適用する。

(6) その他所要の整備を行う。